

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	75 件
国民年金関係	60 件
厚生年金関係	15 件

## 大阪国民年金 事案 1978

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は勤めていた会社を辞めた後、昭和42年4月から自分で国民年金保険料の納付を始めた。44年3月にA市B区から同市C区に転居したが、申立期間①及び②に係る保険料は、自宅に来るC区役所の中年女性の集金人に3か月ごとに支払ったように思う。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月以降平成14年9月まで、申立期間の6か月を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は昭和44年3月にA市B区から同市C区に転居しているが、申立人が所持している国民年金手帳により、転居に伴う国民年金の住所変更手続を的確に行っていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳をみると、申立期間について検認印が押印されていないものの、申立期間①及び②ともに納付済期間に挟まれた3か月の短期であり、申立期間当時、A市では国民年金手帳から印紙検認台紙を切り取る時点で未納期間があれば、集金人などから積極的な納付勧奨を行っていたことから、納付意識の高い申立人が申立期間に係る保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月及び同年5月  
② 昭和53年12月から54年2月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年1月にA市の会社を退職後、B県に戻ったときに母親が行ってくれた。その後、仕事を探すためにC市の友人の家に住んでいたときに自分でC市役所に行き、国民年金の住所変更手続をして申立期間①の保険料を支払った。

申立期間②の保険料については、昭和53年11月5日に次女を出産後、育児の手伝いに来てくれた母親から、国民年金の未納期間があると将来年金がもらえないと言われ、1か月ぐらい後に自分でD市役所に行き、保険料を納めた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続は昭和45年1月に会社を退職後、母親が行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年3月にB県E市で払い出されていることが確認でき、またこのほかに54年3月にD市で別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

申立期間①については、申立人は、C市役所の窓口で住所変更手続を行った上で保険料を納付したと申し立てしているところ、申立人の特殊台帳により、B県E市への国民年金の住所変更手続を的確に行ったことが確認できる。

また、申立人が国民年金に係る住所変更手続を的確に行いながら国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然であり、また期間も2か月と短期間である。

一方、申立期間②について、申立人は次女を出産後、D市役所で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、昭和45年3月にB県E市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳により、申立人がF市を住所地としたまま47年3月以降不在決定されていることが確認できる。また、54年3月にD市で払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳により、同月に任意加入で資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、資格取得日よりさかのぼって保険料を納付することはできないことから、いずれの手帳記号番号によっても申立人が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、申立人から申立期間②の保険料納付をめぐる具体的な事情等を汲み取ろうとしても、納付をうかがわせる事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年12月まで

私は、昭和40年ごろに父及び弟と一緒にA県からB市に働きに出てきた後、父が同市内で家を建てたので、41年ごろから父及び弟と一緒に住み始めた。43年ごろに母もA県から転居してきて家族と一緒に住むようになった。

母から、私の保険料は父及び弟の分と一緒に母が集金人に支払っていた、また、支払い始めたころに私の保険料を2年分ぐらいまとめて支払ったことがあると聞いている。

弟と納付時期が異なっていることは考えられず、私の保険料は母がすべて納付してくれているはずなので、申立期間を納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母は現在病気のため当時の納付状況を聞くことができないものの、申立期間当時申立人と同居していた申立人の弟は、申立人が結婚するまでの間、自身、両親及び申立人の保険料を母がまとめて集金人に支払っていたと述べており、申立人の申立期間の保険料納付に関する陳述は符合する。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち同年4月から同年12月までの保険料は、現年度納付が可能である。

さらに、申立人と申立期間当時同居していたその両親及び弟の昭和44年4月から同年12月までの保険料は、納付済みであることがそれぞれの特殊台帳により確認できる。

加えて、申立人の保険料を納付していたとされるその母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みである。

これらのことから、申立人の昭和44年4月から同年12月までの保険料は、申立人の母が申立人の父及び弟の保険料の納付を開始した時に一緒に納付を開始したと考えるのが自然である。

一方、上述のとおり、申立人の手帳記号番号の払出時期は昭和44年12月であり、この払出時点では、申立期間のうち、42年5月から44年3月までの間は過年度となり、保険料を集金人に納付することはできない。

また、申立人に係る特殊台帳及びB市の国民年金被保険者検認台帳には、過年度納付を示す事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

このほか、申立期間のうち、昭和42年5月から44年3月までの保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人の弟も過年度保険料の納付については分からないとしており、過年度分の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私は、年金手帳の発行日の昭和37年10月ごろだったと思うが、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の窓口で36年10月から38年3月までの保険料をまとめて納付したと思うが、よく覚えていない。

申立期間の保険料については、年金手帳の印紙検認記録欄に検認印は押されていないが、一方、申立期間と同様に市役所の窓口で保険料を納付し昭和38年度及び39年度については、年金手帳の印紙検認記録欄に検認印は押されていないが納付済みと記録されている。

申立期間だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除いた昭和38年4月から60歳に到達するまで未納期間は無く、国民年金の種別変更及び住所変更手続も的確に行うなど国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和37年10月にA市を所管する社会保険事務所で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同年10月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和37年10月の時点においては、申立期間のうち、現年度に当たる同年4月から38年3月までの保険料は市役所の窓口で納付することが可能であることに加え、申立人が市役所の窓口で納付したとしている1か月分の保険料額は、当時の保険料額と符合する。

加えて、申立人の年金手帳をみると、昭和40年度の保険料が一度に納付されていることが検認印で確認できる一方、36年度から39年度までの欄について、いずれも検認記録欄に検認印が押印されていないことが確認できるところ、このうち、昭和38年4月から40年3月までの間は、過年度納付をしたことを示す事蹟<sup>じせき</sup>が無いにもかかわらず、納付済みと記録されていることが確認でき、現年度納付が可能な37年4月から38年3月までの期間の保険料を、昭和38年度や39年度の保険料と同様に市役所窓口で一度に納付したとする申立人の陳述は自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間については、手帳記号番号の払出しの時点では過年度となり、市役所の窓口では保険料を納付することはできず、申立人の陳述とは符合しない。

また、過年度期間の保険料について、過年度用の納付書を用いて納付すること必要があるところ、当時、申立人は、納付書を受け取った記憶は無いとしている。

このほか、昭和36年10月から37年3月までの過年度期間にかかる保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月、6年10月、7年6月及び同年7月並びに同年10月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることができることから、記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月  
② 平成6年10月  
③ 平成7年6月及び同年7月  
④ 平成7年10月  
⑤ 平成12年3月

私は、昭和63年に会社を辞めて国民年金に加入し、それから毎月国民年金保険料（付加保険料を含む。以下同じ。）を職場の隣にある市役所の中の銀行で欠かさず納めてきた。

きちんと保険料を納付していたにもかかわらず、時々市役所から郵便で保険料が未納であるとの通知があり、そのことについて疑問に思いながらも、保険料を納めてきた。

保険料の納付が遅れたことがあったかもしれないが、納付の督促があれば必ず納めたはずであり、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年に国民年金の加入手続をして以降、毎月職場近くの銀行で国民年金保険料（付加保険料を含む。以下同じ。）を欠かさず納付するとともに、市役所から催促があれば、必ず納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、昭和63年4月から平成12年3月までの国民年金加入期間の保険料は、申立期間①、②、③、④及び⑤の合計6か月間を除き、納付済みである上、保険料の納付日が確認できる9年4月以

後は毎月一定の時期に納付されていることが確認でき、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、A市では、申立期間①、②、③、④及び⑤当時、現年度保険料が納期限までに納付されなかった場合、これが納付されるまでの間、7月以降3か月ごとに翌年3月まではがきによる納付督促を通知していたとしている。申立人の平成4年3月分の保険料が同年4月22日に重複納付され、5年10月にこれの還付決議がなされていることが社会保険庁の記録により確認でき、市から保険料の納付督促があれば必ず納めたはずであるとする申立人の陳述はこれと符合する。

さらに、申立期間①、②、③及び④については、申立期間が1か月又は2か月とそれぞれ短期間である上、保険料が納付されなければ、上述のとおり市から複数回の通知が行われたこととなり、納付意識の高い申立人が市からの未納通知を受領した場合、保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間⑤については、社会保険庁の記録をみると、申立期間⑤直前の平成12年1月及び同年2月の保険料は、国民年金の資格喪失後に誤って納付された平成12年4月及び同年5月分の保険料のうち定額保険料分が同年8月28日付けで充当されていることが確認できるところ、その後、13年6月に申立期間⑤の過年度納付書が作成されたことが社会保険庁の記録により確認できることから、上記の充當時点において、申立期間⑤の保険料は未納であったと推定できる。

また、上述の過年度納付書が作成されて以降において、申立期間⑤の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月、6年10月、7年6月及び同年7月並びに同年10月の期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1983

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年9月まで

私の両親は、私が20歳になるのを待って国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料を支払ってくれていたが、年金記録を取り寄せた際、全期間完納していると思っていた国民年金保険料が6か月未納とされていた。

私の保険料を納付してくれていた私の両親は、この期間は納付済みとなっており、きっちりした性格の両親が私の保険料を6か月間も納めないとは考えられず、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が国民年金への加入手続き及び国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和44年4月から同年9月までの期間が未納とされていることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の両親の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和38年4月から50年6月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、申立期間を含みいずれも保険料を完納しており、申立人の両親の納付意識の高さがうかがわれる。

次に、申立人の申立期間の前後の国民年金保険料の納付状況についてみると、申立期間前の昭和43年8月から44年3月までの期間の保険料は、45年4月1日に過年度納付されており、申立期間後の44年10月から45年3月までの期間の保険料についても、同日に現年度納付されていることが申立人の所持する領収書から確認できる。

また、A市役所では当時、現年度保険料に係る国民年金納入通知書は市役所窓口で交付していたとしており、申立期間と同一年度の昭和44年10月から45年3月までの期間の保険料を納付しながら、申立期間の保険料を納付しないことは、申立人の両親の納付意識の高さを勘案すると不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年9月まで  
② 昭和57年9月から平成2年9月まで  
③ 平成2年12月  
④ 平成3年4月

私は、申立期間①のころに国民年金に加入した。加入手続は父がA市役所B出張所で行った。加入手続をした正確な時期は分からない。国民年金保険料は、父が、申立期間①及び②当時は納期ごとにその都度金融機関で納付し、申立期間③及び④当時は過去の年度にさかのぼって金融機関で納付した。申立期間①当時は納付書が毎月送られてきており、B出張所で保険料を納付したこともあった。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろに父が国民年金の加入手続を行い、以後国民年金加入期間の保険料を完納していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者の加入手続の状況から平成3年12月であることが推定できる。また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人は同年5月1日付けで平成3年度の保険料の免除申請を行い、承認されていることが確認でき、平成4年2月に厚生年金保険加入期間の記録が追加された後、同年4月に平成3年度の申請免除が取り消されていることが分かる。

以上のことから、A市は当初、申立人を老齢基礎年金の受給資格期間が満たせなくなるおそれのある者と認定し、救済措置として平成3年度保険料の免除申請を受け付けたが、平成4年2月に厚生年金保険加入期間の存在が判明したため、同年4月に申請免除を取り消したものと考えられる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、平成2年10月及び同年11月の国民年金保険料を過年度納付した記録があり、4年11月に申立人に過年度保険料の納付書が送付されたと仮定すると、2年10月から過年度保険料を納付する

ことが可能であることが分かる。この場合、申立期間③及び④の過年度保険料も併せて納付することが可能である。

さらに、申立期間③及び④当時、社会保険事務所は、被保険者が希望すれば1月ごとの納付書をまとめて送付していたと説明しており、申立人が納付書を受け取っていないながら申立期間③及び④のみ保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

加えて、社会保険庁の納付記録をみると、平成2年4月から5年3月までの過年度納付の収納年月日が入力されておらず、申立期間③及び④当時、事務的過誤が生じた可能性が否定できない。

一方、申立期間①についてみると、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立人は制度上保険料を納付できない。

また、A市は、申立期間①当時年2回被保険者に納付書を送付しており、同市出張所においては現金が取り扱えなかったため保険料が納付できなかったと説明しており、申立内容と符合しない。

次に、申立期間②についてみると、同手帳記号番号払出時点では、昭和57年9月から平成元年10月までの保険料は制度上納付できず、同年11月から2年9月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間②当時、納期ごとに保険料を納付していたと陳述している。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1985

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月及び57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年12月及び57年1月

私は、昭和56年12月26日に厚生年金保険資格を喪失し、翌年1月、次の仕事がまだ決まっていなかったので自分でA市役所に国民年金の加入手続に行った。その時、厚生年金保険加入時に持っていたオレンジ色の年金手帳を持参し加入記録を記入してもらった。

保険料は、何度も市役所に行くのが嫌だったので加入手続の時に、窓口で昭和56年12月分及び57年1月分を支払った。2か月分で3千円ぐらいだったと記憶している。督促が届いた記憶も無く、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和56年12月の翌月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に同年12月及び57年1月の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の前後に払い出された手帳記号番号の被保険者の加入記録から昭和57年1月14日から同年1月27日の間であると推定でき、申立内容と符合している。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人は、平成5年5月分の保険料を同年6月3日に納付していることが確認できることから、申立人が次の会社を退職した同年5月に国民年金の再加入手続を行っていることが推定できる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人が記憶する当時の保険料額に相違はみられるものの、A市役所から納付督促を受けた記憶が無く、何らかの事務的過誤が生じ納付記録が失われた可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 平成7年4月から8年5月まで

私の国民年金保険料は、夫が夫の保険料と共に納付してくれていました。しかし、夫の保険料が納付済みとなっている期間のうち、私の保険料が未納とされている期間があるのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について申立人の夫が、夫の分と自身の分を一緒に納付したと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の夫の納付記録をみると、国民年金への加入手続をした昭和46年以降、申立期間を除き、納付、申請免除及び未納の時期がおおむね一致しているが、平成3年ごろからは必ずしも一致しているとはいえないことが分かる。

まず、申立期間①の納付記録をみると、申立人の夫が納付済みであるのに対し、申立人は、未納とされており、当時の申立人の夫の納付行動からみて不自然である。

また、申立期間①と重なる申立人の夫の納付記録は、当初未納であったことが特殊台帳から確認でき、後日訂正されたことが分かる。

以上のことから、申立人の夫は、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を夫婦2人分納付していたが、何らかの事務的過誤が生じ納付記録が失われたものと考えるのが相当である。

次に、申立期間②についてみると、申立人の夫が申立期間と重なる平成7年4月から8年3月までの保険料を同年9月17日に過年度納付していることが夫の所持している納付書・領収証書から確認できるが、申立人が夫と同時に同期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

また、平成8年4月及び同年5月の保険料については、申請免除されている

ことが確認でき、A市において、平成8年度の申請免除の記録が被保険者の申請無しに行われたと考えることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1987

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年3月まで

昭和49年7月、結婚を契機に妻が退職したので、同年7月末にA市役所B支所に出向き、妻と共に国民健康保険と国民年金への加入手続をした。その際、2年間はさかのぼって納付できると言われたので、2年分の年金保険料をさかのぼって支払った。

さかのぼって支払った2年分の納付金額ははっきり覚えていないが、父親から「結婚するんだから年金や保険をちゃんとしておけ」と言われて出してもらった2万円又は4万円で支払い、少しお金が余ったぐらいだったと思う。納付の後、細長い領収証を受け取った。

加入後の年金保険料は、2、3か月ごとに妻が自分の分と一緒に夫婦二人分をA市役所B支所で支払っている。金額は覚えていないが、納付のたびに、さかのぼって支払ったときと同様の領収証を受け取ったらしい。あるいははがき大のカードのようなものに領収印を押してもらっていたかもしれないと言っている。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

年金手帳には、はじめて被保険者となった日が昭和49年7月1日となっている。20歳になれば加入しなければならないのならば、45年\*月\*日になるはずであるから、やはりこの時期に加入したのではないか。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が会社を退職した昭和49年7月に、妻と共にA市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、厚生年金保険加入期間を除き継続納付し、また、加入時に過去の未納保険料2年分をさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和53年3月6日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、払出時点において、申立期間のうち、47年7月から50年12月までの期間の保険料は制度上納付ができず、51年1月

から 52 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

また、申立人の保険料納付を行っていた申立人の妻は、国民年金加入手続を行った後、窓口職員の指示により A 市役所 B 支所の 1 階で保険料を納付したと陳述しているところ、同市は B 支所 2 階の国民年金課で過年度納付の納付書を交付し、同支所 1 階の銀行窓口で過年度納付を受け付けていたと説明していることから、申立人が昭和 53 年 2 月に過年度納付したと考えることが自然である。

さらに、申立人は保険料額について、申立人の父からもらった金額（2 万円又は 4 万円）が少し余るぐらいの金額であった、と陳述しているところ、払出時点において納付可能な昭和 51 年 1 月から 52 年 12 月までの保険料の総額は 3 万 9,900 円であり、申立内容とおおむね符合する。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 4 月以降の保険料をすべて現年度納付し、また、厚生年金保険への切替手続も適正に行っているなど、納付意識の高さが認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1988

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から52年3月まで

昭和49年7月、結婚を契機に退職したので、同年7月末にA市役所B支所に出向き、夫と共に国民健康保険と国民年金への加入手続をした。その際、2年間はさかのぼって納付できると言われたので、2年分の年金保険料をさかのぼって支払った。同年7月に手続をしているので、さかのぼって支払ったのは夫の分だけだと思うがよく覚えていない。

加入後の年金保険料は、2、3か月ごとに私が夫の分と一緒に夫婦二人分をA市役所B支所で支払っている。金額は覚えていないが、納付のたびに、さかのぼって支払ったときと同様の領収証を受け取った。あるいははがき大のカードのようなものに領収印を押してもらっていたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和49年7月に、夫と共にA市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、厚生年金保険に加入するまでの保険料を継続納付し、また、加入時に少なくとも夫の分の過去の未納保険料2年分をさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和53年3月6日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容と符合しない。また、払出時点において、申立期間のうち49年8月から50年12月までの期間の保険料は制度上納付ができず、51年1月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

また、申立人は、国民年金加入手続を行った後、窓口職員の指示によりA市役所B支所の1階で保険料を納付したと陳述しているところ、同市はB支所2階の国民年金課で過年度納付の納付書を交付し、同支所1階の銀行窓口で過年度納付を受け付けていたと説明していることから、申立人が同時に加入手続を

行った夫と共に昭和53年2月に過年度納付したと考えることが自然である。

さらに、申立人は保険料額について、申立人の夫の父からもらった金額（2万円又は4万円）が少し余るぐらいの金額であった、と陳述しているところ、払出時点において納付可能な昭和51年1月から52年12月までの保険料の総額は3万9,900円であり、申立内容とおおむね符合する。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月分以降の保険料をすべて現年度納付しているなど、納付意識の高さも認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1989

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和47年6月、A市役所で転入の手続をした際、国民健康保険の手続と国民年金の手続を併せて行った。国民年金の窓口で国民年金保険料を10年分さかのぼって納付できると聞いたので、その窓口で妻の分と併せて15万円弱の保険料を納付した。納付したときに受け取った領収書は、妻が年金を受け取ることができる時期まで手帳に挟み込んで保管していた。上記申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入した昭和47年6月に、国民年金の加入手続を行い、同時に36年4月から47年3月までの保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年9月12日であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、また、申立人が所持している国民年金手帳の発行日も同年9月12日であることが確認できる。したがって、払出時点は、特例納付実施期間中ではないことから、申立期間の保険料は制度上納付することができない。

しかし、社会保険庁の納付記録をみると、払出時点で収納ができない昭和40年4月から44年12月までの保険料が納付済みとなっていることがわかる。このことから、申立人が国民年金加入手続を行ったのは、A市に転入した47年6月であることが推定でき、この時点であれば、第1回の特例納付期間中であることから40年4月から44年12月までの保険料を特例納付することが可能である。また、申立人の特殊台帳をみると、特例納付した事実が記録されておらず、何らかの事務的過誤が生じたと考えることが相当である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の保険料15万円弱を一括納付したと陳述しているところ、昭和36年4月から44年12月までの保険料を特例納付し、45年1月から47年3月までの保険料を過年度納付した場合に算出される保険料額は12万円弱となり、申立内容とおおむね一致する。

加えて、申立人は申立期間直後の昭和 40 年 4 月以降の国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識の高さが認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和47年6月、夫は、A市役所で転入の手続をした際、国民健康保険の手続と国民年金の手続を併せて行った。夫は、国民年金の窓口で国民年金保険料を10年分さかのぼって納付できると聞き、その窓口で私の分と併せて15万円弱の保険料を納付した。納付したときに受け取った領収書は、私が年金を受け取ることができる時期まで手帳に挟み込んで保管していた。上記申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入した昭和47年6月に、夫が国民年金の加入手続を行い、同時に36年4月から47年3月までの保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年9月12日であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、また、申立人が所持している国民年金手帳の発行日も同年9月12日であることが確認できる。したがって、払出時点は、特例納付実施期間中ではないことから、申立期間の保険料は制度上納付することができない。

しかし、社会保険庁の納付記録をみると、払出時点で収納ができない昭和40年4月から44年12月までの保険料が納付済みとなっていることがわかる。このことから、申立人の夫が国民年金加入手続を行ったのは、A市に転入した47年6月であることが推定でき、この時点であれば、第1回の特例納付期間中であることから40年4月から44年12月までの保険料を特例納付することが可能である。また、申立人の特殊台帳をみると、特例納付した事実が記録されておらず、何らかの事務的過誤が生じたと考えることが相当である。

さらに、申立人の夫は、夫婦二人分の保険料15万円弱を一括納付したと陳述しているところ、昭和36年4月から44年12月までの保険料を特例納付し、45年1月から47年3月までの保険料を過年度納付した場合に算出される保険

料額は12万円弱となり、申立内容とおおむね一致する。

加えて、申立人は申立期間直後の昭和40年4月以降の国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識の高さが認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年6月までの期間については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から47年3月まで  
② 昭和47年10月から48年6月まで

私が20歳のころ、集金人に私の国民年金加入を勧められたので、父母のどちらかが加入手続をし、私自身が国民年金保険料を納付し始める昭和55年ごろまで、親が保険料を集金人に納めてくれていた。その時に、三文判を押した領収書があったのを覚えている。

それにもかかわらず、昭和38年4月から47年3月までの期間及び同年10月から48年6月までの期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が国民年金保険料の納付を始めた昭和55年までは申立人の親が保険料を納付していたとしているところ、申立期間②の前後の保険料納付状況をみると、申立期間②を除き、申立期間直前の47年4月から申立人自身が保険料納付を始めたとする時期まで保険料の未納は無く、現年度納付を続けていることが確認でき、この時期の申立人の親の納付意識が高いものと考えられ、その親がほかの期間同様に9か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人が20歳のころに申立人の親が国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の陳述はこれと異なる上、この手帳記号番号払出日においては、41年2月以前の保険料は集金人に納付することができない。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、氏名別読み検索のほか、申立人の生年月日が当初誤っていたことから、その誤った生年月日による検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、三文判を押した保険料領収書があったことを記憶していると陳述しているが、A市では、申立期間①当時は、年金手帳に印紙を貼付する方式で保険料収納を行っていたとしており、保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧であるほか、申立人の両親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私の国民年金加入手続は母親が行い、結婚するまでの私の国民年金保険料も母が納付した。母親は死去しており、国民年金加入経緯や保険料納付方法は分からないが、母親からは未納は無いと聞いていた。昭和37年1月から38年3月までは納めていないかもしれないが、母親が国民年金保険料の納付を開始してからは未納が無いはずである。

申立期間前後は継続して納付しており、途中の申立期間の9か月分だけが未納とされているのは不自然なので、この期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の納付状況をみると、申立期間を除き、保険料は完納されており、申立人の母の納付意識が高いものと認められる。

また、昭和38年4月から申立期間直前までについて、ほぼ3か月に一度定期的に納付し、申立期間以後については現年度納付を続けていることが市の被保険者名簿及び特殊台帳により確認でき、納付意識の高い申立人の母が9か月と短期である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間に近接する昭和40年1月から同年3月までの期間については、未納と記録されていたところ、A市の被保険者名簿に納付済みと記録されていることが確認されたことから、平成19年に納付済みに記録訂正されており、申立期間についても事務的過誤により納付記録が未納とされた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和41年ごろ市役所の職員に国民年金に加入するよう勧められ、私が夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。その時に、集金人から私たち夫婦に未納期間があると知らされたので、36年4月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料約1万円を集金人に3回に分けて納付した。その際、年金手帳に未納期間分のハンコを押してもらい、その後3か月ごとに集金人に保険料を納付して、同じように年金手帳にハンコを押してもらっていた。

申立期間②の保険料の納付方法はよく覚えていないが、保険料を口座振替納付する前なので、自宅に送られてきていた納付書により銀行で納付していたと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から60歳に至る平成13年3月まで、申立期間②の3か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②について、社会保険事務所から昭和50年に催告を受けている記録が確認できる一方、申立人の夫の特殊台帳を見ると、当該期間について、同年、51年及び52年と3回にわたり催告を受けている記録が確認できる。

このことから、保険料の納付意識が高い申立人が、催告を受けた昭和50年に申立期間②の保険料を過年度納付したため、51年及び52年には社会保険事

務所から催告を受けなかったものとするのが自然である。

次に、申立人は、昭和 41 年ごろに市役所の職員に国民年金に加入するよう勧められ、夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の市役所の被保険者名簿を見ると、同年 9 月ごろに、資格取得日を 38 年 4 月 24 日とする手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、その後 41 年 12 月に取消処理が行われるとともに、36 年 4 月 17 日を資格の取得日とする新たな手帳記号番号が払い出されている。

そして、申立人は、集金人から申立人夫婦に未納期間があると知らされ、昭和 36 年 4 月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、この手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの保険料は過年度納付することはできず、申立人の夫の納付記録をみても、36 年 4 月から 38 年 3 月までは未加入期間、同年 4 月から 41 年 3 月までの保険料は未納とされている。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、さかのぼって集金人に納付した際、年金手帳に未納期間分のハンコを押してもらったと申し立てているが、当時 A 市においては、集金人は過年度保険料及び特例納付保険料を取り扱っておらず、また、過年度保険料等は納付書によってしか納付することはできないため、申立内容は当時の状況と符合しない。

さらに、申立人及びその夫の被保険者名簿の納付記録をみると、昭和 41 年 12 月 10 日に、申立期間直後の期間である申立人の同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の保険料が、また、同年 12 月 3 日に申立人の夫の同年 7 月から同年 12 月までの 6 か月分の保険料がまとめて納付されていることが確認でき、申立人は年金手帳に未納期間分のハンコを押してもらったと陳述していることから、申立人は同年 12 月に手帳記号番号の払出しを受け、未納であった当該年度の 4 月分までさかのぼって保険料を現年度納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から52年9月まで  
② 昭和59年4月

昭和50年11月に勤めていた会社を辞めた後、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②の前後の期間、定額保険料に加えて付加保険料も納付していたにもかかわらず、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

15年ぐらい前にA市役所で納付記録を確認した際に、支払いに漏れが無いことを確認した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和52年度以降、申立期間②の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金加入期間はすべて任意加入期間であり、申立期間②直前の昭和55年4月から59年3月までの期間及び直後の同年5月から第3号被保険者となる61年3月までの期間については、定額保険料と併せて付加保険料も納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時、A市では、原則3か月単位で国民年金保険料を収納しており、申立期間②直後の昭和59年5月及び同年6月の国民年金保険料は納付済みとされている。

以上のことから、保険料の納付意識が高い申立人が、申立期間②の1か月の

保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

一方、申立人は、昭和 50 年 11 月に会社を辞めた後、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号を見ると、その払出日及び被保険者資格の取得日は 52 年 10 月 1 日とされており、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立人が保有する国民年金手帳を見ると、「被保険者の種別」欄には任意、「初めて被保険者となった日」欄には昭和 52 年 10 月 1 日との記載があること、同年 10 月から 54 年 4 月まで居住していた B 市の被保険者名簿を見ると、申立人は 52 年 10 月 1 日に国民年金に任意加入した旨記録されていることからみて、申立人は、国民年金に任意加入した同年 10 月から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は申立期間①の国民年金保険料を毎月納付していたと陳述しているが、申立期間当時、C 市及び A 市では、原則 3 か月単位で保険料を収納しており、陳述内容は当時の制度状況と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで  
② 昭和39年8月から40年3月まで

国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、すべて母が行っており、母が役所の窓口で母の保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、国民年金加入全期間の保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

ところで、申立人の被保険者名簿を見ると、昭和40年度の保険料が現年度納付されていることが確認でき、国民年金手帳は遅くとも昭和41年4月には発行されていたものと推定できる。

一方、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月ごろに払い出されており、その納付記録をみると、39年10月から納付済みとされていることが確認できることから、手帳記号番号払出時期からみて、同年10月から41年3月までの保険料を過年度納付したものと考えられる。

申立人は、自身の国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については母親が行っていたと申し立てているところ、保険料納付意識の高い申立人の母親が、母自身の保険料を過年度納付した時点で、過年度納付が可能であった申立人の申立期間②の保険料について、過年度納付せずに放置して

おくものとは考え難い。

他方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月7日以降に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することはできず、制度上、過年度納付することもできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは申立人の母親であり、申立人は一切関与しておらず、加入手続及び保険料納付に関する記憶があいまいであり、申立人から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から同年3月まで

年金制度開始年にありがたい制度と感じ喜んで支払いました。第1回目集金職員が、自営店店内に来て毎月支払ったことを明確に覚えています。午後3時ごろでした。その後も集金職員に支払い続けました。100%支払済みです。同封コピーの国民年金手帳は再交付されたものです。元の原簿を調べてください。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降については、申立期間②を除き412か月間の保険料を納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立期間②についてみると、この期間を挟んで前後は納付済みである。また、直後の昭和39年4月から40年3月までの間の保険料は、同年6月に過年度納付されていることがA市の被保険者台帳から確認でき、当時、行政側による過年度納付の勧奨がなされていたものと推定できる。一方、この納付時点においては、この期間の保険料についても同様に過年度納付が可能な時期に当たっており、直後の期間についてのみ納付勧奨がなされたと考えるのは不自然である。これらの点を踏まえ、当時の申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間②の保険料については、直後の期間と同様に過年度納付がなされていたものと考えられる。

次に、申立期間①についてみると、申立人は、年金制度開始年に集金職員が自営店店内に来て毎月支払ったことを明確に覚えていると申し立てている。

一方、A市において集金人制度が発足したのは昭和39年4月からであり、

申立期間の保険料を集金職員に支払ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間①から申立期間②へ続く、昭和38年4月から同年12月までの間の保険料は同年12月に、申立期間②に継続する39年4月から40年3月までの間の保険料は同年6月にそれぞれ一括して納付されていることが確認でき、当時は、毎月、集金職員に定期的に支払っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの間の保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1997

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年3月まで

私は、平成5年に結婚した当時、A市役所に国民年金の加入手続に行った。その時、職員から「2年前までさかのぼって納付できます。」と言われ、後日、数枚あった納付書で何回かに分けて納付した。1か月の保険料額は9,000円から1万円ぐらいで、7万円から8万円ぐらいを2回ほどまとめて支払った記憶もある。領収書は無いが、上記期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金被保険者期間について、保険料をすべて納付しており、第3号被保険者や厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は平成5年11月22日に結婚しているが、申立人の所持する年金手帳の氏名欄を見ると、結婚後の姓が記載されており、また、A市の被保険者台帳により、申立期間直前の3年10月及び同年11月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、結婚した5年11月に国民年金の加入手続を行うとともに、同月内に、その時点で2年間さかのぼって納付が可能であった過年度保険料を納付したことが分かる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後日数回に分けて納付したとし、その保険料月額が9,000円から1万円ぐらいと申し立てしているところ、当時の保険料月額とおおむね一致しているほか、申立期間の保険料合計金額は15万2,400円であるが、この金額は、7万円から8万円ぐらいの保険料を2回ほど納付したとする申立人の記憶とほぼ符合していることから、これらの申立内容に特段不自然な点はうかがえない。

加えて、当時の申立人の預金通帳をみると、経済状態は良好であり、申立人が申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 平成3年4月から5年5月まで  
③ 平成6年1月から同年3月まで  
④ 平成8年3月から9年3月まで

申立期間①については、当時A市において住み込みで働いていた会社の事業主が、私の給料から天引きして保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②、③及び④については、市役所から送付されてきた納付書で私が納付し、保険料の納付が困難なときは、市役所に出向いて分割して支払う旨を告げると、別に納付書を発行してもらい郵便局の窓口で納付してきた。

また、平成2年2月から12年3月までの期間の家計簿があり、そこに申立期間②、③及び④の保険料を納付した記録がある。

上記期間が未納及び免除とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の国民年金保険料を当時勤務していた会社の事業主が給料から天引きして納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年1月23日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間①の保険料は、過年度保険料となるが、申立人は、当該期間の保険料について納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする事業主も既に死亡しているため、過年度納付の有無をはじめ、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、事業主が申立期間①の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記

号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めて各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②、③及び④について、申立人は、当該期間を含む平成2年2月から12年3月までの約10年分の記載がある家計簿を所持しており、その家計簿は、外見や記載内容等から当時作成されたものであると認められる。

そこで、当該家計簿の申立期間②、③及び④の内容を精査すると、月ごとに国民年金保険料とみられる金額の記載が確認できるが、その大半は2年前の保険料額とおおむね一致していることから、申立人が当該月において、2年前の保険料を過年度納付していたものとして社会保険庁の納付記録に当てはめてみると、納付期間としても矛盾しないことが分かる。さらに、当該家計簿の平成3年4月から4年3月までの期間についてみると、金額が上下2段書きされており、上段は同様に2年前の保険料額とおおむね一致するとともに、納付期間としても矛盾が無い一方、下段は当該年度の保険料額とおおむね一致していることが確認できるため、当該期間において、申立人は、過年度保険料と現年度保険料を同時に納付していたものとみることができる。

しかしながら、申立期間②、③及び④のうち平成3年4月から4年3月までの期間以外の期間については、当該家計簿から保険料を納付したことを示す記載が確認できず、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から40年3月までの期間及び41年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和39年11月に結婚しA県に出てきて以来、夫婦一緒に自営業を始めた。自宅に年金保険料の集金に来ていた集金人に、夫が夫婦二人分の保険料を支払っていた。

また、夫が集金人に保険料を納付していたのに、年金手帳に印紙検認印を押してくれない月があったので、後日改めて集金人に年金手帳の納付月に印紙検認印を押してくださいと言ったが、市役所から来ているので信用してくださいと言って押さないでいたが、その言葉を信用していた。

上記期間①及び②について、夫が集金人に保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月に結婚しA県に転居して以降、自宅に来ていた集金人に、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人の手帳記号番号が払い出されたB社会保険事務所の手帳記号番号払出簿をみると、40年1月6日付けでC市へ転出したことが記録されているが、申立人の被保険者台帳をB社会保険事務所からD社会保険事務所へ転送された日は、42年12月16日とされていることから、この間、申立人においてC市での住所変更手続きが遅延したものと推定される。

そこで、申立人のE市の被保険者名簿を見ると、昭和41年9月までの検認記録が確認できることから、申立人が婚姻によりC市へ移転した後も、住所変更手続きが完了していない申立人に代わり、申立人の親族が、当時、集金に訪れ

ていたとするF会の集金人に、申立人の国民年金保険料を同年9月まで納付していたものと考えられる。

そのことを前提に、申立人の国民年金保険料をE市で同時に納付していたとみられる申立人の母親及び申立人の妹の納付記録をみると、共に申立期間①は納付済みであり、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間について、当初、E市の被保険者名簿では徴収日が記載され、納付済みとなっていたにもかかわらず、後日、電算化された社会保険庁の納付記録に合わせて、当該被保険者名簿の記録を未納に訂正されていること等から、当時のE市において年金の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和41年10月から43年3月までの期間について、C市において一緒に集金人に納付してきたとする申立人の夫も、社会保険庁の記録では未納となっており、申立人の所持する年金手帳をみても、41年10月から42年3月まで印紙検認欄に検認印が無いことが確認できる。

また、申立期間②直後の昭和43年4月から44年3月までの1年間の保険料については、夫婦二人分を共に過年度納付していることが社会保険庁の記録により確認でき、さらに、同年4月から同年9月までの保険料は、同年11月27日に、まとめて現年度納付していることが、夫婦二人の年金手帳により確認できることから、申立人の夫は、C市において、同年11月から夫婦二人分の保険料納付を開始したものとみるのが相当である。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から40年3月までの期間及び41年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 2000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年2月まで  
② 平成2年9月から同年12月まで  
③ 平成5年11月から6年11月まで

私は、大学中退後の平成元年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同年4月から2年2月までの国民年金保険料を納付したと思う（申立期間①）。

平成2年8月に厚生年金保険の被保険者でなくなった後、A市役所で国民年金への切替手続きを行い、その後、同年9月から同年12月までの保険料を納付したと思う（申立期間②）。

平成5年10月に厚生年金保険の被保険者でなくなった後、B市役所の市民税担当課に市民税の分納相談に出向いたところ、窓口と同級生がおり、国民年金への切替手続きを行うようアドバイスを受けた。そこで同市の国民年金担当課に出向くと窓口で別の同級生がおり、国民年金への切替手続きを行い、その後、同年11月から6年11月までの保険料を納付したと思う（申立期間③）。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成2年12月ごろであり、国民年金の加入手続を行いながら、その手続後すぐの申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立期間①後の平成2年11月及び同年12

月にA市が申立人に国民年金の加入勧奨を行い、申立人は同年9月21日に国民年金の被保険者資格を取得していることが同市の被保険者名簿等により確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

申立期間③については、申立人はB市役所の市民税担当課にいた同級生から国民年金の切替手続を行うようアドバイスを受け、国民年金担当課に出向くと窓口で別の同級生がいたと陳述している。

そこで、当時市民税担当課に在籍した同級生に確認したが、申立人の同課への来訪の有無及び国民年金に関するアドバイスの有無についても記憶が無いとしている上、申立期間当時、国民年金担当課に同級生が在籍していたことは確認できなかった。

また、B市の被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、申立人は同市で国民年金に加入していなかったとするのが相当である。

このほか、申立期間①及び③については、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 2001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から41年3月まで  
② 昭和48年4月から同年6月まで

母親が私の国民年金加入手続を行い、20歳の時からの国民年金保険料を納付してきたと母親から聞いたことがあるので、昭和39年2月から41年3月までの保険料も納付していたはずである（申立期間①）。

昭和48年2月に結婚した後は、妻が私の保険料を納付しており、妻は、納付書により銀行で納付していたと言っている（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の妻は申立期間を除く結婚後の申立人の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻の納付意識が高いと考えられる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、納付意識が高い申立人の妻は、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和42年1月ごろであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から42年3月まで  
② 昭和54年6月及び同年7月

夫が私の国民年金の加入手続を行い、私と夫の国民年金保険料を未納無く納付していたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は、申立期間①及び②を除き、申立人の保険料をすべて納付しており、申立人の夫の納付意識が高いと考えられる。

また、昭和48年4月から申立期間②直前の54年5月までの保険料は夫婦二人とも同一日に納付されていることが市の被保険者名簿により確認でき、申立期間②の保険料については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の夫は納付済みであることから、申立人の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の夫も未納である上、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月及び平成2年5月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から57年3月まで  
② 昭和62年12月  
③ 平成2年5月から3年3月まで

国民年金の加入手続時期はよく覚えていないが、昭和55年8月から57年3月までの国民年金保険料は納付書によりA市B区役所か郵便局で納付したと思う(申立期間①)。

昭和62年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、すぐにA市C区役所で国民年金への切替手続を行い、同年12月の保険料は納付書により同区役所又は郵便局で納付したと思う(申立期間②)。

社会保険庁の年金記録では、平成2年5月から3年3月までの保険料が申請免除となっているが、免除申請した記憶は無く、同期間の保険料は納付書によりB区役所か郵便局で納付したと思う(申立期間③)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、その直後の昭和63年1月から平成2年4月までの国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることが社会保険庁の記録により確認できる上、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら、その直後である1か月と短期間の申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立期間②当時、A市C区では、区役所及び郵便局で保険料を収納しており、申立人の陳述は、同区における当時の保険料収納方法と一致している。

申立期間③については、申立人は申立期間③を含む昭和62年から平成5年まで同一の事業所に勤務し、申立期間③直後の3年4月からは厚生年金保険の

被保険者となったが、厚生年金保険への加入前後で給与に大きな変化は無く、申立期間③の保険料の免除申請を行うはずがないとしているところ、申立人が当時勤務していた事業所の関係者は、申立人については免除の審査対象となる申立期間③の前年の給与額と同年の給与額に大きな変化は無かったと思われると陳述している。また、同年から5年までの申立人の厚生年金保険の標準報酬月額をみると、この月額では、保険料の免除を受けられない年収になることが社会保険庁の記録により推定できる。これらのことから、申立人は申立期間③の保険料の免除を受けられなかったものと推定するのが相当である。

さらに、申立人は、昭和63年1月から申立期間③直前の平成2年4月まで保険料を納付済みである上、申立人は上記の事業所に勤務している間は収入に大きな変化は無く、生活状況に大きな変化も無かったとしていることから申立期間③についても、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③当時、A市B区では、区役所及び郵便局で保険料を収納しており、申立人の主張は、同区における当時の保険料収納方法と一致している。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和57年7月10日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の保険料は制度上さかのぼって過年度納付することができたが、申立人は、さかのぼって保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月及び平成2年5月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 2004

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から同年4月まで

申立期間当時の家計の収支を記載した金銭出納帳が見付かり、その支出欄に昭和37年4月26日付けで「国民年金 300」の記載がある。

この記載は、申立期間である3か月分の国民年金保険料を納付したという意味であると思うので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として金銭出納帳を提出しており、この金銭出納帳は日々の家計の支出状況が記されており、その記載内容等から当時作成されたものでその記載内容も信用に足るものと認められる。

また、この金銭出納帳に記載された保険料の金額は、申立期間の保険料額に一致している上、申立人の家族の保険料納付を記したものとも考え難いことから、申立人の保険料の納付を示すものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成2年8月まで  
② 平成2年10月  
③ 平成4年3月から6年3月まで

夫が営んでいたA店の経営が安定してきた昭和63年ごろから、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、納付書により郵便局で納付していた。

各申立期間当時の確定申告書控えを提出するので、これら申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人から提出された平成4年分から6年分までの確定申告書控えには二人分の国民年金保険料相当額が記載されており、申立人夫婦が申立期間③の保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立期間③当時、B市では自主納付方式により保険料を収納しており、郵便局での保険料納付が可能であり、申立人の陳述と符合している。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、申立人から提出された昭和63年分から平成2年分までの確定申告書控えには、一人分の保険料相当額におおむね合致する金額しか計上されておらず、当該確定申告書を作成した顧問税理士は、同申告書控えに記載された金額は、事業主である申立人の夫の申立期間①及び②の保険料と考えられるとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年8月までの期間、同年10月及び4年3月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成2年8月まで  
② 平成2年10月  
③ 平成4年3月から6年3月まで

A店の経営が安定してきた昭和63年ごろから、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、納付書により郵便局で納付していた。

各申立期間当時の確定申告書控えを提出するので、これら申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した証として申立人から提出された昭和63年分から平成2年分までの確定申告書控えをみると、同申告書控えには一人分の保険料相当額におおむね合致する金額が記載されている。

また、上記の確定申告書控えに記載された金額については、当該確定申告書を作成した顧問税理士は事業主である申立人の申立期間①及び②の保険料と考えられると陳述していること等から、申立人の保険料のみの納付額を示しているのが自然である。

さらに、申立期間③については、申立人から提出された平成4年分から6年分までの確定申告書控えには二人分の保険料相当額が記載されており、申立人夫婦が申立期間③の保険料を納付していたことが推認できる。

加えて、申立期間①、②及び③当時、B市では自主納付方式により保険料を収納しており、郵便局での保険料納付が可能であり、申立人の陳述と符合している。

このほか、申立人世帯の年収は、昭和 63 年から平成 6 年にかけて増加傾向にあることが申立人から提出された確定申告書控えにより確認でき、申立期間①、②及び③当時、A店の経営が安定していたとする申立人の陳述と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

A市に住所を構えており、A市で仕事をしている時の国民年金保険料は、1か月分又は数か月分をまとめて納付していたが、仕事の都合で地方に長期間滞在する時があり、その時の保険料は、A市で前もって納付するか、A市に戻ってからさかのぼって納付するか、いずれかにより納付していた。

平成4年5月から5年3月までの11か月分の保険料については、自宅の筋向いに所在するA市役所B出張所の窓口において、納付書により私自身が保険料を納付しているはずなので、未納と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付状況をみると、昭和47年10月から60歳到達時の平成12年2月までの国民年金加入期間のうち、申立期間及び8年4月から9年3月までの期間を除き、保険料の未納は無い上、昭和53年8月から申立期間直前の平成4年4月までは付加保険料も納付している。

また、申立人は、自宅の筋向いに所在するA市B役所出張所の窓口において、申立期間の保険料を納付書により納付したと申し立てているところ、同出張所は、申立人の申立期間当時の住所地に近接した場所に所在するとともに、同出張所では保険料の収納業務が行われており、このことと申立内容は符合する。

さらに、申立期間は11か月と比較的短期間であり、申立人が納付したと主張する申立期間の保険料額は、当時の保険料額とおおむね符合している。

加えて、申立期間当時、A市では、定額保険料と付加保険料とを一緒に一つの納付書により納付する仕組みであり、かつ、その納付書は4月から翌年3月

までの1年分12枚のつづりであったとしているところ、申立期間直前の申立人の平成4年4月の保険料については付加保険料も納付されていることから、申立人は申立期間についても、付加保険料を含む保険料を納付していたと考えることが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から同年12月まで

昭和38年10月から44年3月までは、納付書により銀行で国民年金保険料を納付していた（申立期間①）。

昭和44年4月に転居した後は、毎月自宅に来る集金人に保険料を納付していたので、45年4月から同年12月までの保険料も納付していたはずである（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間については、市の被保険者名簿には41年9月及び43年3月に申立人に納付書を送付している事蹟<sup>じせき</sup>が残されており、市ではこの事蹟<sup>じせき</sup>については、申立人に41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の納付書を送付したと考えられるとしており、納付意識の高い申立人はこの納付書の送付を受けて当該期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人は転居前のA市B区で不在被保険者とされていたことが同区の被保険者名簿により確認できる上、国民年金被保険者としての住所が同区からC区に変更されたのは申立期間②後の昭和48年10月であることが特殊台帳により確認できることから、申立期間②当時、C区の

集金人が申立人から保険料を集金できたとは考え難い。

また、申立人は、昭和44年4月に転居した後は毎月自宅に来る集金人に保険料を納付していたとしているが、昭和44年度の保険料は昭和44年8月に一括で、申立期間②直後の46年1月から48年3月までの保険料は過年度で、それぞれ納付されていることが市の被保険者名簿等により確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年9月まで

昭和50年2月ごろに、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったと思う。

昭和50年3月から53年9月までの期間は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人夫婦の手帳記号番号は、昭和53年12月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったと考えられる。

また、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻の保険料納付状況を見ると、申立期間と同時期の昭和51年1月から52年3月までの保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

これらのことから、申立人の昭和51年1月から52年3月までの保険料は、その妻の保険料と共に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和50年3月から同年12月までの期間については、申立人の手帳記号番号の払出時点では、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち昭和52年4月から53年9月までの期間については、制度上、過年度納付及び現年度納付が可能であるが、夫婦二人分を一緒に納付していたとされる申立人の妻の保険料は未納とされている。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も、申立期間のうち昭和 50 年 3 月から同年 12 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 9 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月、同年4月から46年3月までの期間及び47年12月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から46年3月まで  
② 昭和47年12月から48年6月まで  
③ 昭和56年10月から57年3月まで

結婚した昭和41年9月からA市に居住しており、43年の春ごろ、同じ文化住宅に住んでいた友人に勧められて、国民年金保険料を納付するようになったが、国民年金の加入手続に関する記憶は無い。

私が、夫の保険料と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたので、昭和41年9月から46年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない(申立期間①)。

また、B市に転居後の昭和47年12月から48年6月までの期間(申立期間②)及び56年10月から57年3月までの期間(申立期間③)の保険料が未納とされているが、申立期間②の私自身の保険料及び申立期間③の夫婦二人分の保険料を私自身が納付していたので、納得できない(申立期間②及び③)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人及びその夫の手帳記号番号は昭和46年6月に連番で払い出されており、夫婦と一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思が有ったと考えられるところ、申立期間のうち、申立人の夫の45年1月及び同年4月から46年3月まで

の期間の保険料は納付済みであり、申立人が、その夫の当該期間の保険料と一緒に自身の保険料も納付していたとみても不自然ではない。

また、申立期間②については、7か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間②を含む昭和47年3月から51年1月まで国民年金に任意加入しており、申立期間②前後の保険料は納付済みであり、申立人の夫の仕事にも変化は無いことから、申立人が申立期間②の保険料も納付していたとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②直前の昭和47年8月から同年11月までの保険料は未納とされていたが、同期間については、被保険者名簿の納付記録により納付の事実が確認されたため、平成19年12月14日に納付済みに訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であった事実もある。

一方、申立期間①のうち、昭和41年9月から44年12月までの期間、45年2月及び同年3月については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の夫の保険料も未納である上、その期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③については、当初、申立期間直後の昭和57年4月から59年3月までの保険料は申請免除されていることが特殊台帳により確認でき、申立期間当時の申立人の経済状況に変化があったことがうかがえる上、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間③の保険料も未納である。

さらに、申立期間①のうち昭和41年9月から44年12月までの期間、45年2月及び同年3月並びに申立期間③については、各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月、同年4月から46年3月までの期間及び47年12月から48年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から63年3月1日まで

私は、A社に昭和62年4月1日に就職した。就職当初から、所得税、互助会費とともに社会保険料が控除された給与を現金で支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が63年3月1日にされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職及び給与からの保険料控除については、申立人が提出した同社発行の昭和62年分給与所得の源泉徴収票の中途就・退職欄に「就職62年4月1日」との記載があり、また、社会保険料等の金額欄に「16万6,890円」との記載があることから認められる。

一方、厚生年金保険被保険者資格の取得手続について、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人に係る資格取得届の処理日は昭和63年3月8日となっているものの、当時の同僚からは、時期は定かではないが、年金保険料の滞納に関する手続のため社会保険事務所を訪れた記憶があるとの陳述が得られたこと、また、別の同僚からも、自分の厚生年金保険の記録にも欠落期間があるとの陳述が得られたことから、同社においては、当時、社会保険の手続において、何らかの事情により事務的過誤が生じていたことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人がA社に昭和62年4月

1日から勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年分給与所得の源泉徴収票記載の社会保険料等の金額及び給与支払金額を基に計算したところ、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は昭和63年\*月\*日に破産宣告を受けており、事業主の連絡先等も不明であるため陳述を得ることができないものの、上記のとおり申立人に係る資格取得届の処理日が同年3月8日となっていることなどを踏まえると、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る62年4月から63年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月10日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年6月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月10日から同年7月1日まで  
② 昭和37年3月20日から38年5月20日まで  
③ 昭和57年9月5日から58年4月1日まで  
④ 平成2年9月1日から3年5月25日まで

私は、A社に昭和35年4月1日から38年5月19日まで継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、36年6月10日から同年7月1日までの期間(申立期間①)及び37年3月20日から38年5月20日までの期間(申立期間②)について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。また、C社には57年9月5日から平成3年5月24日まで勤務したのに、社会保険庁の記録では、昭和57年9月5日から58年4月1日までの期間(申立期間③)及び平成2年9月1日から3年5月25日までの期間(申立期間④)について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、A社を退職すること無く継続して勤務していたと申し立てているところ、社会保険庁の被保険者記録をみると、申立人は昭和36年5月21日に同社B支店から同社D部に異動していることが確認でき、申立人と同日付けで同社D部に異動した同僚は、同社D部は各支店を統括する部署であり、幹部候補生の研修を担っていたが、研修期間中や研修終了直後に退職する者はおらず、また、同社をいったん退職した者が短期間のうちに再入

社することは考えられないと陳述している。

さらに、申立人と同日付けで同社D部に異動している同僚9名の厚生年金保険の被保険者記録をみると、申立人を含む6名について同社D部、支店及び営業所間の異動に伴い1か月の空白期間が生じていることが確認でき、このうち回答が得られた2名から同社には空白期間を含め継続して勤務していたとの陳述が得られた。

以上の事情から、申立人が申立期間①においてA社をいったん退職しその後再入社したと考えるのは不自然であり、同社D部での研修期間中に何らかの事情でB支店に戻ったにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格の取得及び喪失手続について何らかの事務的過誤が生じたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和36年7月の被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情等が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、A社B支店の被保険者名簿に、申立人の健康保険証が昭和37年3月30日に返還されたことを示すスタンプが押印されていることから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの資格喪失の届出を行ったことが推定でき、事業主が資格喪失の届出を行いながら給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い上に、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間③及び④におけるC社での在籍については、回答が得られた3人の同僚全員が申立人の申立期間③において同社に勤務していたかどうかよく覚えていないと陳述している。

また、当時C社の総務会計事務を担当していた事業主の妻及び同僚から、厚生年金保険には常勤社員のうち希望する者のみを加入させていたとの陳述が得られたことから、必ずしも社員のすべてが厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがわれる。

さらに、C社の事業主の妻は、いったん厚生年金保険に加入させながら勤務途中で厚生年金保険を脱退させるようなことは記憶が無く、申立人は資格を喪失した時点で同社を退職したと思うと陳述している。

このほか、申立人が申立期間③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和28年1月5日に、同社C支社における資格取得日に係る記録を同年1月5日に訂正し、標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和27年10月から同年12月までは8,000円、28年1月及び同年2月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から同28年3月1日まで

昭和23年にA社に入社して以来、平成3年まで同社に勤務しており、途中退職したことは無い。ところが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、昭和27年10月から28年2月までの期間が抜けている。同年1月5日付けで、同社B支社から同社C支社に転勤になっており、この前後の期間の厚生年金保険記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況等については、A社から提出された社員カード(雇用履歴)及び申立人から提出された同社の辞令により、申立人が昭和23年にA社に入社後、退職するまで一貫して勤務しており、28年1月5日付けでB支社からC支社に転勤したことが確認できる。また、同一企業の事業所間異動であることから、引き続き給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年10月から同年12月までは社会保険事務所の27年3月の記録から8,000円、28年1月及び同年2月は社会保険事務所の同年3月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 大阪国民年金 事案 2011

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの期間、6年3月、同年5月、同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、及び7年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から同年11月まで  
② 平成6年3月  
③ 平成6年5月及び同年6月  
④ 平成6年8月  
⑤ 平成6年10月  
⑥ 平成6年12月  
⑦ 平成7年2月から同年4月まで

1か月ずつ納付書で順次納付していたので、未納期間がとびとびに存在するのは考えられない。2、3か月遅れることはあっても、督促があれば、帰郷時に親に納付書を渡す等して、必ず支払っていました。支払は自分が常にしていたわけではなく知人や親に頼むこともあったが、控えはもらっていたので支払は行われているはずです。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月に国民年金加入手続を行い、同年同月以降、国民年金加入期間内の保険料を完納していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳を見ると、A市にて加入手続が行われ、それ以降の種別変更もこの手帳により行われた記録がある。

また、申立人の納付記録をみると、申立人がB市へ転居するすぐ前の平成7年5月から9年3月までの保険料は、転居後の同年6月12日に過年度納付され、7年4月以前に納付された保険料はすべて現年度納付されたことになっているものの、納付書は当年度内の期間中は<sup>さかのぼ</sup>遡って現年度納付できるが、催告

書に従って納付する場合には、一括して過年度納付することとなることから、督促を受けて支払ったこともあるとする申立内容には誤認もあるとみられる。

さらに、申立期間には申立人が直接納付に関与していない期間も含まれており、納付を行った時期や人物も不明確である。

加えて、申立期間は7回に及び、特に申立期間②から⑦までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤った可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間、52年10月から55年3月までの期間、同年4月から57年4月までの期間及び58年4月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで  
② 昭和52年10月から55年3月まで  
③ 昭和55年4月から57年4月まで  
④ 昭和58年4月から59年7月まで

私は、16歳のころから母の経営する店を手伝い始めた。私の国民年金は、初めから母が手続き保険料納付してくれた。母は支店を数軒持ち、手広く商売をしていた。

母は、60歳ごろに引退したが、その後も私の保険料は支払い続けてくれた。それにもかかわらず、昭和59年8月に私が厚生年金保険に加入するまでの間に、未納とされている期間(申立期間①及び②)や免除とされている期間(申立期間③及び④)があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④を通じて、自身の国民年金保険料は、母親が納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する年金手帳をみると、申立期間①の期間については、印紙検認記録欄に印紙検認印が無く、この手帳を使用しての現年度納付は確認できない。

また、申立期間①前後の印紙検認記録欄をみると、昭和45年6月分まではA市B区の印紙検認印で、46年4月から同年6月までの分はA市C区の印紙検認印となっており、申立人も当時は頻りに引っ越していたと陳述しているものの、当該年金手帳からは、これらの住所変更手続きが行われた形跡はうかがわ

れず、当時の具体的な納付状況等は不明である。

次に、申立期間②について、特殊台帳をみると、当該申立期間と重なる昭和52年度、53年度及び54年度欄に、これらの期間が未納のため催告したことを示す押印が認められ、この時期の納付が不規則となっていたことがうかがわれる。

また、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする母親の年金手帳において、昭和47年度の印紙検認記録欄をみると、申立人はE市の印紙検認印、申立人の母親はA市D区の印紙検認印となっていることが確認でき、申立人の保険料は、申立人の母親が母親自身の保険料と一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

次に、申立期間③及び④について、特殊台帳等をみると、当初、これら申立期間を含む昭和55年4月から60年3月までの5年間については、すべて申請免除期間となっており、その後、平成13年5月16日になって、昭和57年5月1日から58年4月13日までの厚生年金保険の被保険者期間を統合し、現在の記録に整理されているが、これら期間の当時には納付書は発行されていなかったことから、申立期間③及び④について納付があったとは考え難い。

なお、これら申立期間が免除期間となった経緯等は、当時の書類も保存年限を過ぎ廃棄されているため明らかにすることができず、当時、これらの手続を行っていたとされる申立人の母親からも陳述が得られないため、これを明らかとすることはできなかった。

このほか、各種の氏名検索を行ったが、申立人の別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらず、また、申立人に申立期間①、②、③及び④に係る保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年6月までの期間及び同年9月から50年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年6月まで  
② 昭和43年9月から50年3月まで

昭和43年3月ごろに勤めていた会社を辞めた後、母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は当時自宅にB会の人が定期的に集金に来ており、母が申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。44年5月12日に結婚した後は、母が夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してくれており、特に同年10月から50年3月までの期間は夫の分は納付済みとなっているのに私の分だけ未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和43年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、両親の分と自身の分も一緒に国民年金保険料を納付してくれていた、結婚後は夫の分も一緒に夫婦二人分を納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の両親の申立期間に係る保険料及び申立人の夫の申立期間②のうち44年10月以降の保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月26日ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち48年12月以前の保険料は制度上、時効により納付することができない。また、49年1月から50年3月までの分は過年度保険料となり、集金人は収納できない上に、A市役所では、集金人制度を設けていたのは43年ごろまでであったとしていることから、申立内容と符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらない。

った。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付には、直接関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする母親は既に他界しているため、納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から41年3月までの期間、42年1月から同年6月までの期間及び43年2月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から41年3月まで  
② 昭和42年1月から同年6月まで  
③ 昭和43年2月から47年1月まで

私の国民年金加入手続については、母が昭和36年9月に私が20歳になった時にA市役所で行ってくれ、保険料は同市役所で納付してくれていた。申立期間①、②及び③を通じ私は保険料納付には携わっておらず、保険料や納付方法については何も知らないが、母が納付してくれていたはずである。

しかし、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月に母がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は41年8月にB市で、また47年5月にA市で払い出されたことが確認でき、これらの手帳記号番号によっては申立期間①について申立てどおり現年度納付することは制度上できない。また、ほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、B市の被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる。

申立期間③については、申立人は昭和42年11月にB市からC市に転居し、さらに45年1月にD市に転居しているが、B市の被保険者名簿及び特殊台帳によると、同年12月にB市の住所のまま不在決定されていることが確認でき

ることから、申立人はC市及びD市への転出に伴う国民年金の住所変更手続を行わなかったことが推定でき、41年8月払出しの手帳記号番号によっては申立期間③の保険料を納付することはできない。

また、昭和47年5月払出しの手帳記号番号に係る国民年金手帳及び特殊台帳によると、申立人の資格取得日は同年2月1日とされていることから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、申立人に対して当該期間に係る納付書は発行されなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする母親からも具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年3月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から52年3月まで  
② 昭和52年10月から55年3月まで

私は昭和50年2月にA市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料のうち、同市在住時は母が自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。51年3月にB市に転居し、54年11月にC市へ引っ越したが、いずれも自宅に郵送されてきた納付書により私が毎月金融機関で保険料を納付していた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は53年2月4日にB市で払い出されていることが確認できる。

まず、申立人は申立期間①のうち昭和51年3月にB市に転居するまでは母親が保険料を集金人に納付してくれたと申し立てているが、制度上この手帳記号番号では当該期間の保険料を現年度納付することはできない。また、申立人は保険料納付に直接関与していない上に、保険料納付を担っていたとする申立人の母親からも納付をめぐる事情を聴取することができなかった。

次に、申立人は昭和51年3月にB市に転居し、54年11月にC市に転居するまでの間(申立期間①のうち51年3月から52年3月までの期間及び申立期間②のうち同年10月から54年10月までの期間)、毎月納付書により保険料を納付したとしているが、B市が納付書による納付を開始したのは昭和55年度以降であり、申立内容と符合しない。

また、申立人はC市に引っ越した以降（申立期間②のうち昭和54年11月から55年3月までの期間）について、同市で毎月納付書により保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金に係る住所変更は昭和55年8月となっていることが特殊台帳等で確認でき、この場合納付書はB市から入手することになるが、同市での納付書による納付は同年4月からとなっており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和55年3月ごろ、同市役所の職員の勧めにより夫婦二人で国民年金に加入した。その後、転居のために家を売却し、同年4月末ごろにその売却代金の一部を持ってA市役所に出向き国民年金保険料の特例納付を申し出たが、転居先のB市で納付するよう勧められた。

このため、昭和55年5月の連休後にB市内の銀行において、夫婦それぞれの36年4月から55年4月までの期間の保険料として一人110万円、二人合計220万円を納付した。納付を終えて銀行で領収書もらった記憶は無い。

将来、年金がもらえるようにと思って納付した保険料のうち、昭和46年4月から53年3月までの分が未納とされているのは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいた昭和55年3月ごろ、市役所職員からの勧誘により、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続きを行い、B市に転居した後の同年5月ごろ、同市内の銀行で、36年4月から55年4月までの夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて220万円を特例納付したので、未納とされている46年4月から53年3月までの保険料も納付していると申し立てている。

ところで、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、これの取得届出等状況についてはA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭和55. 3. 21日取得届受付」「転出55年5月1日 届出55年4月30日」と夫婦それぞれ記されていることが確認できる。

また、申立人及びその妻の特殊台帳の備考欄には「附4条(55.5.6)36.4～46.3まで480,000円、昭和53年度の欄には「53.4～54.3まで32,760円(55.5.6)」、54年度の欄には「54.4～55.3まで39,600円(55.5.6)」との事蹟<sup>じせき</sup>がそれぞれ残されていることから、昭和55年5月6日付けで、申立人及びその妻の保険料のうち、納付済みと記録されている36年4月から46年3月までの保険料は特例納付、同じく53年4月から55年3月までの保険料は過年度納付されていることがそれぞれ確認でき、この点については同年5月の連休の後に保険料を特例納付したとする申立人の陳述は符合する。

しかし、申立人は昭和36年4月から55年4月までの夫婦二人分の保険料を上述の時期に特例納付などにより納めたと申し立てているところ、申立人の陳述する保険料額は、申立期間を含めた場合における所要の保険料額と大きくかい離している。

また、申立人及びその妻のそれぞれの特殊台帳には、申立期間について、特例納付を行ったことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

さらに、申立人が特例納付及び過年度納付した時点から申立人の60歳到達時まで納付を継続した場合の期間は317か月となり、申立人及びその妻は老齢基礎年金の最低受給資格期間である300か月を満たすに足る昭和36年4月から46年3月までの保険料についてのみ特例納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が特例納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和55年3月ごろ、同市役所の職員の勧めにより、夫婦二人で国民年金に加入した。その後、転居のために家を売却し、同年4月末ごろにその売却代金の一部を持ってA市役所に出向き国民年金保険料の特例納付を申し出たが、転居先のB市で納付するよう勧められた。

このため、昭和55年5月の連休後にB市内の銀行において、夫婦それぞれの36年4月から55年4月までの期間の保険料として一人110万円、二人合計220万円を納付した。納付を終えて銀行で領収書をもらった記憶は無い。

将来、年金がもらえるようにと思って納付した保険料のうち、昭和46年4月から53年3月までの分が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいた昭和55年3月ごろ、市役所職員からの勧誘により、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続きを行い、B市に転居した後の同年5月ごろ、同市内の銀行で、36年4月から55年4月までの夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて220万円を特例納付したので、未納とされている46年4月から53年3月までの保険料も納付していると申し立てている。

ところで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、これの取得届出等状況についてはA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭和55. 3. 21日取得届受付」「転出55年5月1日 届出55年4月30日」と夫婦それぞれ記されていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の特殊台帳の備考欄には「附4条(55. 5. 6)36. 4~46. 3まで480,000円、昭和53年度の欄には「53. 4~54. 3まで32,760

円 (55. 5. 6)」、54 年度の欄には「54. 4～55. 3 まで 39,600 円 (55. 5. 6) 」との事蹟<sup>じせき</sup>がそれぞれ残されていることから、昭和 55 年 5 月 6 日付けで、申立人及びその夫の保険料のうち、納付済みと記録されている 36 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料は特例納付、同じく 53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることがそれぞれ確認でき、この点については同年 5 月の連休の後に保険料を特例納付したとする申立人の陳述は符合する。

しかし、申立人は昭和 36 年 4 月から 55 年 4 月までの夫婦二人分の保険料を上述の時期に特例納付などにより納めたと申し立てしているところ、申立人の陳述する保険料額は、申立期間を含めた場合における所要の保険料額と大きくかい離している。

また、申立人及びその夫のそれぞれの特殊台帳には、申立期間について、特例納付を行ったことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

さらに、申立人が特例納付及び過年度納付した時点から申立人の 60 歳到達時まで納付を継続した場合の期間は 314 か月となり、申立人及びその夫は老齢基礎年金の最低受給資格期間である 300 か月を満たすに足る昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料についてのみ特例納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が特例納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2018

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、昭和36年4月にA市役所で私自身の国民年金の加入手続を行った。その後、集金人が3か月ごとにやってきて保険料300円を徴収して国民年金手帳に印を押していた。

私は、3年半ほど保険料を納付した後、子どもの教育費などで経済的に苦しくなったため、集金人にしばらく納付を止めたいと言うと、それ以来集金人は来なくなった。

申立期間は、集金人に保険料を納付しているのので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、同年4月から39年6月ごろまでの国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てているところ、申立人には、50年5月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されているほか、36年6月に前述のものとは別に払い出され、その後取消しされている手帳記号番号が存在したことが国民年金手帳記号番号払出簿によりそれぞれ確認できる。

しかし、昭和50年5月ごろに払い出された手帳記号番号の被保険者資格は、任意加入被保険者であり、この手帳記号番号では、さかのぼって申立期間の保険料を納付することは制度上できない。

また、取り消された手帳記号番号については、申立人は加入手続を行った経緯などについての記憶があいまいである上、この手帳記号番号による納付記録は残されておらず、当時において保険料が納付されていたことは確認できない。

さらに、社会保険事務所では、複数の手帳記号番号を一つの手帳記号番号に

統合する場合、通常、後から払い出された手帳記号番号を取り消すのが一般的であるが、最初に払い出された手帳記号番号に納付記録が無い場合には、これを取り消す場合があるとしている。

加えて、申立期間は39か月と長期間である上、申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年7月までの期間及び41年6月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年7月まで  
② 昭和41年6月から50年12月まで

私が20歳のころ、父が私の生活の面倒をみてくれており、私のすべての手続をしているから安心しろと言ってくれていたため、はっきりとした記憶は無いが、20歳からの私の国民年金保険料を父が納めてくれていたと思う(申立期間①)。

国民年金は20歳になれば皆が加入する制度であるので、私は、昭和41年6月に結婚して会社を辞めたことに伴い市役所へ出向き、国民年金の加入手続をしたと思う。

私は、その時の手続やその後の納付について、はっきりとした記憶は無いが、市役所まで何度か歩いて行った記憶があり、ほかに思い当たる用事も無いので、それがきっと保険料を納めにいった時の記憶だと思っている。また、集金でも保険料を納めた記憶がある(申立期間②)。

その後、昭和53年3月に離婚してからも、改姓や住所の異動手続と併せて、国民年金の手続をしていると思う。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金は20歳になれば加入しなければならない制度であり、20歳当時は父が生活の面倒をみてくれていたため、申立期間①の国民年金保険料は父が納めていた。また、その後、昭和41年6月に会社を辞めた際は、自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を自身が納めたと申し

立てている。

ところで、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

しかし、上述の手帳記号番号では、申立期間①及び申立期間②の一部期間の保険料は、制度上、納付することができない。

そこで、申立人の戸籍附票による申立期間①及び②当時の住所地及び申立人が居住した記憶があるとする住所地をそれぞれ所管する社会保険事務所の払出簿調査並びに氏名別読みによる検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

また、申立期間①については、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父は死亡しており、申立期間の当時の納付に関する状況は不明である。

さらに、申立期間②については、申立人は住所を転々としており、それぞれの住所地における保険料納付に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立人が申立期間②の保険料を納めていたことをうかがわせる事情等について申立人からは具体的な陳述が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年4月まで

私は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を父（昭和46年死亡）が行い、父がそれ以降の私の国民年金保険料を納めていたと父から聞いたことがある。

私は、申立期間当時、父が経営する店で働いており、父や店の従業員が、店で集金人に保険料を納めていたのを覚えている。

私は、国民年金に関心が無かったので、加入手続や保険料納付について詳しいことを覚えていないが、申立期間の保険料は父が納めてくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月ごろに、父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を父が納付してくれていたことを父から聞き、集金人に納付したのを覚えていると申し立てている。

そこで、申立人の年金記録をみると、氏名別読みで昭和39年12月に申立人に払い出されていた国民年金手帳記号番号が平成19年10月12日付けで基礎年金番号に統合されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

しかし、上述の基礎年金番号に統合された手帳記号番号が払い出された昭和39年12月時点では、申立期間のうち、38年6月から39年3月までの間は過年度になり、集金人に保険料を納付することができず、この限りにおいて、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は死亡しており、申立期間の当時の納付に関する状況は不明である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父は、国民年金加入記録が無い上、申立期間当時、申立人と同居していたとされるその母の納付記録をみると、その母は昭和40年4月から41年4月までの未納の後、申立人が納付開始したと記録されている同年5月と同一時期から納付を再開していることが確認できるほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2021

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年5月までの国民年金保険料及び45年11月から47年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から43年5月まで  
② 昭和45年11月から47年10月まで

申立期間①については、昭和41年5月にA市役所で国民年金への加入手続をしたが、年金手帳は後日渡すと言われ、年金手帳は無かったが集金人に保険料を支払い領収書をもらっていた。

昭和42年にそれまでの領収書と引換えに年金手帳を受け取ったが、しばらくして、手帳の記入間違いに気付き訂正を求めたものの、取り合ってもらえなかった。

昭和41年5月から保険料を納付しているのに、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②については、昭和45年に制度が発足したと同時に付加保険に加入した。定額保険料だけでなく付加保険料も納付していたのでこの記録に納得できない。

両期間とも納付してきたので記録を調べ直してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月から43年5月までの期間の国民年金保険料及び45年11月から47年10月までの期間の付加保険料を納付していたと申し立てている。

まず、申立期間①について、申立人は、「昭和41年5月にA市役所で国民年金への加入手続をし、年金手帳については後日渡すと言われ、当時は所持していなかったものの、保険料については集金人に納付し領収書を受領してい

た。その後、42年にそれまでの領収書と引換えに年金手帳を受け取り、しばらくして手帳の記入間違いに気付いたので訂正を求めたが、取り合ってもらえなかった。」と陳述している。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、昭和43年6月5日に任意加入として新規に資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にも同日が資格取得日として記入されている。任意加入の場合は、制度上加入手続を行った日からさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、申立期間である41年5月から43年5月までの期間の保険料は、納付することができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和43年4月及び同年5月の検認記録欄は斜線で消込みされており、同年6月から同年8月までについては、同年6月4日付けの検認印が押されていることから、同年6月が申立人の国民年金保険料の納付の始期と考えられる。

さらに、旧姓を含む氏名別読検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の所得比例保険料（付加保険料）を納付する者となる申し出日は昭和47年11月29日と記入されており、昭和47年度の印紙検認記録欄においても所得比例保険料の納付の開始は同日とされている。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも、所得比例保険料の納付の開始は昭和47年11月とされている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によると申立期間②のうち、昭和46年8月及び同年9月の国民年金保険料は納期限後に納付していることが確認でき、この場合、付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は付加保険料の納付の申し出時及び納付時の記憶があいまいである。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成元年5月まで

私は、昭和56年4月から平成元年5月までの期間について国民年金保険料を納付していたものと思っている。

その証拠として、当時の取引金融機関の預金通帳があり、そこには国民年金保険料の引落記録が記載されている。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人名義の預金通帳に国民年金保険料の振替記録が記載されていることを根拠に保険料を納付していたとして申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の前後の被保険者の資格取得日などから、平成3年5月31日から同年7月30日までの間であることが確認できる。この場合、申立期間のうち、少なくとも昭和56年4月から平成元年3月までの期間は、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人が保険料を納付していた根拠とする申立人名義の預金通帳をみると、少なくとも平成5年6月以降は二人分の保険料が口座振替されていることが確認できる一方で、申立期間については一人分の保険料しか口座振替されておらず、当該期間、申立人の妻は納付済みとなっていること、及び申立人の元年6月から2年3月までの保険料については、過年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できるが、この期間についても一人分の保険料が口座振替されていることから、申立期間に係る口座振替の記録は申立人の妻の保険料であるとみるのが相当である。

さらに、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の

氏名検索を行ったが別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から54年3月まで

昭和48年2月ごろ、母がA市役所で国民年金加入手続を行い、保険料も母がA市役所で現金納付していた。

母は国民年金が国民の義務であることを認識し大変大切なものだと考え、従業員や母の妹たちの分も国民年金保険料を支払っていた。

私の息子に関しては20歳の誕生日を迎えたころから国民年金納付の義務を果たしており、母が息子である私の国民年金保険料を支払わないはずはないため、未納とされているのは不可解で納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和54年6月10日に払い出されていることが確認でき、この場合、48年2月から52年3月までの期間の保険料は、制度上納付することはできない。

また、昭和52年4月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の母は、さかのぼって納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、手続及び納付を行ったとされる母も自分自身の国民年金に関しては記憶があるが、申立人の保険料の納付方法や納付場所の記憶が無く、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年11月までの期間、2年4月から同年7月までの期間、3年6月から4年3月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで  
② 平成元年7月から同年11月まで  
③ 平成2年4月から同年7月まで  
④ 平成3年6月から4年3月まで  
⑤ 平成5年4月から6年3月まで

平成6年ごろ、保険料を支払っていない期間があることが分かったので、市役所に相談に行きました。

市の担当者と相談した結果、今から現年度分とともに未納分を納めていくと追い付くと言われ、何年かかけてすべて納めました。

担当者から「これで古い分は終わりです。これからは現行の分だけです。」と言われたことを覚えているので、未納とされている期間があることは納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年ごろ、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料の納付方法について市の担当者と相談し、現年度保険料と併せて過年度保険料を納付することにより、未納保険料を納付したと申し立てているが、この時点において申立期間のうち、申立期間①、②、③の全部及び④の一部の期間は制度上保険料を納付することができない期間となる。

次に、申立人は、平成6年からそれまで夫婦二人分の保険料の納付を行っていた申立人の夫に代わって、自身で保険料の納付をするようになったと陳述している。

そこで平成6年に係る申立人の保険料の納付状況をみると、4年7月から5年3月までの9か月分の過年度保険料及び6年4月から同年6月までの3か

月分の現年度保険料の計 12 か月分の保険料が同年 6 月に納付されていることが確認できるものの、申立人は自身が納付したのは 1 回について 2、3 か月分の保険料であり、これだけまとめて保険料を納付した記憶は無いとしていることから、当該保険料の納付は申立人の夫によるものと考えるのが相当である。

また、その後の保険料の納付は平成 8 年 7 月まで見受けられず、同年 7 月の時点では、すべての申立期間について制度上保険料を納付することができない期間となる。

さらに、平成 8 年度の納付状況をみると、平成 8 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の現年度保険料及び 6 年 7 月の過年度保険料の計 4 か月分の保険料が 8 年 7 月に納付され、以後 9 年 3 月までの各月の現年度保険料について、6 年 7 月から 8 年 1 月までの期間のうちの 2 か月分の過年度保険料と併せて計 3 か月分の保険料が納付されていることが確認できるところ、現年度保険料と併せて過年度保険料の納付を行っていたとする申立内容と符合する

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年12月まで

昭和36年に夫がA市で夫婦一緒に国民年金の加入手続をしてくれた。年金手帳が交付されたかどうか全く覚えていない。申立期間については夫が、B郵便局で納付書により納付していた。42年ごろに郵便局で納付しようとした際、郵便局員から夫が恩給を受給しているのであれば国民年金の保険料を納付することはできないと言われたので、納付することを止めた。

申立期間について、納付記録が無く未納とされているのに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月2日に任意加入被保険者として資格を取得していることが、申立人の所持する国民年金手帳などから確認でき、この場合、申立期間の保険料を現年度納付することはできない上、任意加入であるためさかのぼって保険料を納付することもできない。

また、申立人の夫は、恩給法の被保険者であるため、制度上国民年金の被保険者となることはできず、社会保険庁の記録上も未加入となっており、夫婦二人で国民年金に加入し保険料も夫婦一緒に夫婦二人分を納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間当時、B市では印紙検認による収納を行っていたことが確認でき、郵便局で納付書により納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名の別読み検索及び縦覧検索を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないため、申立人の夫が郵便局で保険料を納付していたということ以外の記憶はあいまいであるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も

見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和36年に、住み込みで働いていた店の主人が、国民年金の加入手続きしてくれたが、保険料は納付してくれていなかった。

昭和44年に転職して、A市に引っ越し、保険料を自分で納め始めたころ、過去の保険料が未納とされていることを知り、46年6月又は同年7月ごろ、一括で支払った。保険料は8万数千円と記憶しており、B銀行C支店にて、引き下ろし、その場で振り込んだ。

納付書は薄い緑色の文字の横長の形で、端が納付書になっていたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月又は同年7月ごろ、それまでに未納となっている期間の国民年金保険料を一括して納付し、その保険料額は8万数千円であったと申し立てている。

そこで、申立人が一括納付したとする時期についてみると、昭和46年6月又は同年7月にあつては、第1回の特例納付期間中であつたことが確認できる。

しかし、申立人は、一括納付したとする保険料額について8万数千円とするところ、申立期間について特例納付した場合の保険料額は4万3,200円であり、申立内容と符合しない。

また、一括納付した際の納付書は薄い緑色の文字であつたとするところ、社会保険庁によると、当時、一般的に特例納付等に使用されていた納付書は茶色の文字であつたとしている。

さらに、一括納付に係る納付書の入手について申立人は、事前に社会保険事務所等に相談等すること無く、役所から未納通知及び納付書が送付されてきた

とするものの、A市及び社会保険庁によると申立期間である8年間に及ぶ未納保険料の納付書を事前の相談等も無く、一方的に送付することは考えられないとしている。

加えて、申立人の未納期間があることに気付いた時期や一括納付した時期についての記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年12月まで

A市で暮らし始めた昭和38年ごろ、自宅の玄関先で長女を遊ばせていると、市の職員が訪れ国民年金への加入を勧められたので夫婦で加入した。

私が、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していて、保険料額は一人100円又は200円だったと思う。

私の性格は金銭に厳しく、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の最初の手帳記号番号は、昭和36年6月22日に払い出されているものの、同年10月16日の時点で不在被保険者として取り扱われていることが確認できる上、申立人はこの手帳記号番号の記憶は無く、この年金手帳により保険料を納付したことは無いと陳述している。

次に、申立人の二回目の手帳記号番号についてみると、その払出日は、前後の被保険者の資格取得年月日等から、昭和41年3月4日以降であることが確認できる。この場合、申立期間のうち38年10月から40年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は過年度の保険料を取り扱っていなかった集金人に納付していたとしている上、まとめて納付したことは無いと陳述している。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納となっている上、申立期間は3年度にわたる27か月に及び、行政側の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、夫婦二人同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め氏名の別読み検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見

当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで  
私の国民年金保険料については、父がA会の班長を通じて、会費、国民健康保険料及び住民税と一緒にB市役所に納付してくれていた。  
昭和42年5月、病弱な私の将来を心配して今まで保険料を納付してくれていたということを父から聞かされていたのに未納期間があると言われ納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、昭和42年5月4日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間については、制度上保険料を納付することはできない。

次に、申立人の保険料の納付状況をみると、昭和42年5月22日に過年度納付が可能な40年4月までさかのぼって保険料を納付していることがC市の被保険者名簿などから確認でき、42年5月に父から年金手帳を渡されるまでの期間については、父がA会の班長に保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合せず、また、過年度納付後の昭和42年度の保険料は現年度納付していることが確認できることから、過年度納付を行ったこの時期を納付の始期とみるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金への加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父は亡くなっているため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から54年3月

私は、昭和47年4月に結婚し、同年10月ごろに夫が加入していたA国民健康保険の切替えがあった際に、夫がB市役所で私の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料の納付を開始した。集金は、地区の人が国民年金保険料や多岐にわたる会費をまとめて集金に来てくれて支払っていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月ごろに、夫が国民年金の加入手続きを行い、同年10月から継続して保険料納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和55年5月28日であることがB市の同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、払出時点は第3回特例納付実施期間中であることから、申立期間のうち昭和47年10月から52年12月までの期間の保険料は特例納付することが可能であり、53年1月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったことが分かる。

しかし、申立人及び申立人の夫は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述しており、また、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は地区の人に保険料納付していたと陳述しているが、申立期間直後の昭和54年4月から55年3月までの保険料を同年12月6日に過年度納付している記録があることから、申立人が地区の人に対し保険料の納付を開

始したのは同年4月以降であると考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から6年3月まで

私は、国民年金保険料を妻の保険料と共に、夫婦二人分を納付していました。しかし、妻の保険料が納付済みとなっている期間のうち、私の保険料が未納とされている期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年2月から6年3月までの国民年金保険料については妻の分と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妻の納付記録をみると、国民年金への加入手続をした昭和46年以降、納付、申請免除及び未納の時期がおおむね一致しているが、平成3年ごろからは必ずしも一致しているとはいえないことが分かる。

また、A市において、平成4年度及び5年度の申請免除の記録が被保険者の申請無しに行われたと考えることは不自然であり、38か月に及ぶ長期間続けてA市が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、申立期間と重なる平成3年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していることが確認できるが、当時は未納であったことが分かる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、そのほか保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年7月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年7月まで

平成16年6月に社会保険庁から加入記録のお知らせが来たとき、国民年金の記録が無いのを確認して、「父が支払っていたはずなのに」と思った。気にしながらもそのままにしていたが、19年ごろ、ニュースで年金問題が取り上げられるようになったので、A社会保険事務所に問い合わせをしたところ、納付の事実が無いとの回答であった。父は店を経営していたが、当時は、店の使用人と家政婦まで雇えるような余裕のある生活だった。私は長男で、大学卒業後は家業を手伝っていた。私に給料を渡してくれるとき、父が「国民年金は私が支払ってやるから」と言っていたのを覚えている。自宅に年配男性の集金人が来て納付していた。両親も弟も保険料を納付しているので、自分だけ未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和46年4月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の48年7月までの国民年金保険料について父が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の年金加入記録をみると、国民年金に加入した形跡がみられず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

一方、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年12月22日であることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間当時は父も国民年金未加入であったことが分かる。

また、申立人の母は、申立期間当時、国民年金保険料を納付しており、夫が申立人の国民年金加入手続をしたと陳述しているものの、申立人の保険料を自

分の保険料と一緒に支払っていたかどうかについての記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から39年3月までの期間、44年4月から同年6月までの期間、45年7月から48年6月までの期間及び49年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から39年3月まで  
② 昭和44年4月から同年6月まで  
③ 昭和45年7月から48年6月まで  
④ 昭和49年10月から50年12月まで

昭和54年ごろ、申立期間①、②、③及び④に係る特例納付勧奨の案内がA市役所から自宅に届いたので、妻がA市役所国民年金担当窓口で、国民年金保険料を納付した。保険料を納付し終わったとき、妻は、国民年金担当窓口職員に「これで終わりです。」と言われたので、私の未納期間の納付はすべて終わったと思った、と言っている。それにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を市役所国民年金担当窓口において特例納付したとしているところ、市役所の国民年金窓口では特例納付の保険料を納付することはできず、特例納付したとする保険料額も実際の必要額とは数倍かい離しており、陳述と符合しない。

また、申立人の昭和51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料は、54年1月に過年度納付されていることが社会保険庁の特殊台帳及びA市の被保険者名簿により確認されるが、この過年度納付について申立人は記憶が無いとしているところ、この過年度納付された国民年金保険料額は特例納付したとする保険料額とほぼ一致しており、この過年度納付を特例納付と誤解している可能性も否定できない。

さらに、申立期間①、②、③及び④のうち、申立期間①については国民年金被保険者資格が無い未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができず、また、申立期間は①、②、③及び④合わせて64か月と長期間である上、申立期間以外にも2年6か月の未納期間が有る。

加えて、申立期間の保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から55年3月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から55年3月まで  
② 昭和61年4月から同年9月まで

私は、昭和53年6月当時、A市に住みB市に事務所を借りて個人事業を開業した。そのころから国民年金加入の義務感を抱くようになり、国民年金加入手続を行った。加入手続をいつ、どこで行ったか、はっきりと覚えていないが、事務所の近くにあったC社会保険事務所に何度も出入りをしていた記憶があるので、国民年金保険料の納付意志をもって加入したのは間違いはない。

保険料の納付についても、はっきりとした記憶は無いが、申立期間①及び②に係るいずれの期間についても、納付書によりC社会保険事務所か、D銀行E支店のどちらかで保険料を納付した。

仕事の関係で出張が多く、保険料の納付が遅延することもあったが、遅延してでも保険料を納めようとの意識は常に持っていたので、未納とされていることに納得ができない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を自身が納付していたとしているところ、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（納付書、確定申告書控え等）は無い上、申立人は、申立期間①直後からの免除だけでなく、昭和60年4月から7月までの期間の現年度納付や61年10月から62年3月までの期間の過年度納付に関する記憶も曖昧であり、申立人からは保険料納付に関する具体的な陳述を得ることができなかった。

また、申立人は、経済的に余裕があり保険料を納付できないことは無かった

としているところ、申立期間①の直後の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで申請免除（ただし、昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの期間を除く。）、申立期間②の直前の昭和 60 年度は免除の申請を行っていることが社会保険庁の記録により確認でき、経済的余裕があったとする申立人の陳述には不自然な点がみられる。

さらに、申立期間②については、申立期間②直前の昭和 60 年度の保険料は免除申請が行われたものの、免除が認められなかった後に納付されており、申立期間②の直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料は納付時期を確認できないものの過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できることを考えると、この時期の保険料は定期的に納付されていたものとはうかがえず、申立期間②の保険料は何らかの理由により未納となり、過年度納付を行った時点では、制度上保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

このほか、申立期間①及び②について、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2034

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、50年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和50年11月及び同年12月

昭和36年4月ごろ、自宅に来た市役所の人に国民年金の加入を勧められ、私がA市役所で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、A市に在住時は集金人か市役所で支払っていた。また、B市に引っ越してからは、市役所に出向いて納付書により支払っていた。

それにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は43年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時期においては、申立期間①は制度上保険料を納付することができない期間である。

また、昭和40年3月以前の保険料を現年度納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認、氏名別読み検索等を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、自宅を訪れた市役所職員に国民年金への加入を勧められたとしているが、A市では、市役所の職員が自宅を訪問して国民年金への加入を勧奨することは無かったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

申立期間②については、昭和44年4月から申立期間②直後の51年12月までの期間の保険料は過年度納付及び特例納付により納付されており、この間について現年度納付されていないことが特殊台帳により確認できることから、申

立期間②のみ現年度納付したとは考え難い。

また、申立期間②直後の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料を 53 年 5 月に過年度納付していることが社会保険事務所の特殊台帳により確認でき、過年度納付した時点では申立期間②は制度上さかのぼって保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②直前の昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月分については、特殊台帳の同年 4 月から同年 10 月までの保険料納付欄に「50 年 4 月から同年 10 月まで附 4 条 54. 1」とカギ括弧でくくられた事蹟<sup>じせき</sup>が残されていることから、同年 4 月から同年 10 月までの期間の保険料が 54 年 1 月に特例納付されたものの、申立期間②の保険料は特例納付されていないと推定できる。

このほか、各申立期間において、保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、各申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から61年3月まで

私は会社を退職した昭和54年末か、翌年の初めに自分で国民年金に加入した。妻は以前から国民年金に加入していたので、私が加入した後は私が、夫婦二人分の国民年金保険料を数か月分又は一年分まとめて、A市役所の出納窓口か、銀行の各支店、又は郵便局で納付していた。

昭和54年からの未納期間の保険料は1か月4,500円程度であったと記憶しているが、当時の書類は、行政計画のために、立ち退きとなった時に処分したと思う。

申立期間が未納及び未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、妻の分と併せて夫婦二人分を一年分まとめてA市役所の収納窓口か、銀行の支店又は郵便局のいずれかで納付書により自身が納付したとしているところ、申立人の手帳記号番号は、昭和61年4月ごろに払い出され、申立人は国民年金被保険者資格を同年4月1日に取得していることが申立人の年金手帳及び社会保険庁の記録により確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は申立期間について、夫婦二人分を一緒に前納により保険料を納付したとするところ、申立期間において、妻の保険料は前納されていないことが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間は78か月と長期であり、申立人が申立期間の保険料を納

付したことを示す関連資料が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和43年ごろに、実母から国民年金手帳を渡されていたが、学生だったので国民年金保険料を納付していなかった。その後の50年2月の出産後、義母が国民年金の加入手続を行ってくれた時に、国民年金手帳の有無を尋ねられたが、手続の際に以前の年金手帳を渡さなかったことを覚えている。

自宅から徒歩5分の夫の実家で、A会からの集金人に、義母が義兄夫婦の分と一緒に私の保険料を支払ってくれていて、定期的に夫が義母に保険料立替えの相当額のお金を渡していた。

私が納付書により銀行で納付を開始した昭和53年8月以前の保険料は、義母が納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が申立期間に係る国民年金加入手続を行ったとしているところ、その義母が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無い上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その義母も既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、昭和43年に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、いったん資格を取消された後、53年ごろに資格を復活されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により確認でき、このことから、申立期間については、この手帳記号番号により申立人の義母が申立人の保険料を納付することはできず、申立期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が必要である。しかし、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、

手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫が保険料の立替え分として義母に渡していたとされる金額は、当時の保険料額と異なっているほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人の義母が保険料を納付していたとされる集金人については既に死亡しており、申立人の保険料納付に関する事情を聴取することができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び51年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から47年5月まで  
② 昭和47年7月から同年9月まで  
③ 昭和51年2月

昭和44年春ごろ、夫の実家で暮らしている時に、自宅に来たA市役所の職員から「自分の妻も加入しているから加入して下さい」と勧誘され、夫婦二人の国民年金加入手続を夫が行った。夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に市役所で納付し、年金手帳にスタンプを押してもらっていた(申立期間①)。

昭和44年11月にB市に転居した時に国民年金の手続を行ったことについては記憶が無いが、私がB市役所で保険料を納付し、年金手帳にスタンプを押してもらっていた(申立期間②及び③)。

A市在住の昭和44年3月の時から継続して保険料を納付しているはずであり、51年2月までの間で未納及び未加入とされている期間があることは納得できないので再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立人の夫が昭和44年ごろ自宅に来たA市役所の職員に勧奨され、国民年金に夫婦二人同時に加入し、その後市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の手帳記号番号は47年10月ごろに払い出されている一方、申立人の夫の手帳記号番号は48年12月に払い出されていることがそれぞれ国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、これと申立人の陳述は異なる。

また、申立期間①のうち、昭和44年3月から同年6月までの期間及び45

年2月は、平成13年11月の記録訂正により国民年金加入期間（未納期間）となったものであり、申立人の手帳記号番号払出時点における申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和47年10月2日（その後、昭和47年6月25日に訂正）であることから、申立期間は、国民年金未加入期間であり制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの有無について、申立期間①及び②に係る手帳記号番号払出簿の内容確認及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間③については平成13年11月に、申立人の昭和51年3月1日の国民年金被保険者資格の取得日が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に基づき同年2月29日に記録訂正されたことにより未納期間となったもので、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

このほか、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の夫の記憶も曖昧であるほか、各申立期間についても保険料を納付したことを示す関連資料は無く、各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び53年1月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和53年1月から54年3月まで

昭和59年ごろ、年金手帳の再交付手続を市役所で行ったところ、過去に国民年金保険料の未納があると指摘された。そこで、市役所で必要な保険料額を計算してもらい、後日、納付書をももらった上で、夫が市役所別館2階の国民年金係の窓口で女性職員に対して保険料を一括納付した。保険料額は20万円程度であった。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年ごろ、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を市役所別館2階で一括納付したと申し立てしているところ、市役所では、当時別館2階において国民年金保険料の収納事務を実施していたとしており、申立内容は当時の状況と符合する。

しかしながら、昭和59年当時は、特例納付の実施期間ではないため申立期間の保険料を特例納付することはできず、また、制度上、保険料を過年度納付することもできなかった。

さらに、申立人の陳述する保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合又は過年度納付した場合の金額とは大きく異なり、いずれにも合致しない。

加えて、市役所では、特例納付等の納付書を作成することはあったが、特例納付保険料及び過年度納付保険料を収納することは無かった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から平成4年10月まで  
② 平成5年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、役所から納付書が届いたので、平成6年12月13日に全額納付したにもかかわらず未納とされている。主人名義の銀行の取次書もあるので、納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、重複納付した保険料を還付したとされているが、受け取った記憶が無く、納付できないので還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を、平成6年12月13日に全額納付したと申し立てているところ、申立人が保有する申立人の夫名義の銀行の取次書を見ると、同日に公金として28万5,500円を納付していることが確認できる。

しかしながら、保険料納付の時効は2年であり、平成6年12月13日時点において、申立期間①の保険料は制度上納付することはできない。

また、平成6年12月13日に納付した28万5,500円は、4年11月から7年1月までの保険料額と一致し、社会保険庁の納付記録をみても、当該期間の保険料が当該日に納付されていることを確認できることから、申立人は、当該日の時点において、過年度納付することが可能な4年11月分までの保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが相当である。

さらに、社会保険事務所で申立人の納付記録を確認したとする申立人の夫は、納付記録に示されている記号について、納付済みを表わす記号「A」と未納を

表わす記号「\*」を、「A」を未納、「\*」を納付済みと誤って認識していたため、未納とされている期間を誤認していたと陳述している。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと申し立てているが、申立人の還付記録をみると、平成6年12月20日に申立期間②の保険料が重複納付されたことが判明し、同年6月21日に保険料還付の決議が行われていることが確認できる。申立人の還付請求書が提出された日付は記録されていないが、その後、8年12月20日に、送金通知書が作成され、還付金受取金融機関として、当時申立人が居住していた住所の最寄りの郵便局名が記録されており、また、当該郵便局は、申立人が保険料を納付したことがある郵便局でもあることから、当該期間の国民年金保険料が還付されたことについて不自然な記録はみられない。

さらに、申立人に対し国民年金保険料の還付がなされていないことをうかがわせる周辺事情等も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る還付金を受け取ったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

私は、16歳のころから家業のA店で働いており、私の国民年金保険料は、同居の家族分と併せて母が自宅に来る集金人に支払ってくれていた。

母から私の国民年金保険料を納めてきたと聞かされており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者であった期間を除き、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付している。また、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入全期間において保険料を完納している。

しかしながら、申立人及び申立期間当時同居していた申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、B市の昭和44年度適用特別対策事業により同時期に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち昭和42年11月から44年3月までの保険料を集金人に現年度納付することはできない。また、申立人及びその弟の納付記録をみると、いずれも45年4月から保険料を納付し始め、同年3月以前の保険料は未納という記録が残されている。

さらに、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時、母親が国民年金保険料の納付を行って

たと陳述しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母親も、申立人及び同居家族分の保険料を併せて自宅で集金人に納付していたことは記憶しているものの、申立人の国民年金の加入時期、保険料額、過年度納付等についての記憶は乏しく、申立人及びその母親から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの期間及び61年6月から平成7年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年3月まで  
② 昭和61年6月から平成7年7月まで

申立期間①の国民年金保険料が未納とされているが、同居していた父親が私の国民年金加入手続きを行い、昭和36年4月から保険料を納付し始めているにもかかわらず、途中で資格喪失手続きを行って納付を中断したとは考えられない。

申立期間②の国民年金保険料は私が市役所の窓口で納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時学生であったが、当時同居していた申立人の父親が、昭和36年4月から申立人の国民年金保険料を納付し始めているにもかかわらず、途中で資格喪失手続きを行って保険料納付を中断したとは考えられないと申し立てているところ、申立人の納付記録をみると、同年4月1日に国民年金に任意加入し、同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、昭和37年1月26日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

また、国民年金に任意加入している場合、申立人から資格喪失の手続がなされない限り、資格を喪失することはないため、当時、何らかの事情で申立人の父親が国民年金被保険者資格の喪失手続きを行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間①当時、父親が国民年金保険料の納付を行っていたと陳述しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界していることから、申立人から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

次に、申立人は、申立期間②について、昭和 51 年に新たな国民年金手帳記号番号を夫婦連番で取得して以降、申立人の元妻の国民年金保険料と一緒に夫婦二人分を市役所窓口で納付してきたと陳述している。

しかしながら、社会保険庁の記録をみると、申立人は平成 16 年 8 月に 7 年から 9 年にかけての 3 つの期間の法定免除手続をさかのぼって行っていることが確認できる。この手続によって、申立人は、昭和 61 年 6 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間②は、当時未加入期間とされていたため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の元妻の納付記録をみると、申立期間②のうち、婚姻中の昭和 61 年 6 月から 63 年 2 月までの保険料は未納とされている。

さらに、申立人の保有する平成 7 年度市・府民税課税証明書を見ると、社会保険料控除欄に記載されている金額は国民健康保険料とほぼ同額であり、この証明書によって国民年金保険料の納付事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人の年金手帳を見ると、生年月日が訂正されたことが確認できることから、誤った生年月日を含めて氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から48年12月まで

昭和40年2月ごろにA市役所の人に勧められて、国民年金加入手続きを行い、同年1月から43年3月まで（以下、「申立期間①」という。）の国民年金保険料をA市役所の男性集金人に自宅で納付していた。青い5センチ四方の領収書をもっていた。

昭和43年4月にB市C区に引っ越しし、同年4月から46年4月まで（以下、「申立期間②」という。）の保険料を男性集金人に自宅で納付しており領収書をもっていた。

昭和46年5月にD市に引っ越してからは、保険料の支払いが厳しくて納付していなかったが、48年8月にB市E区に引っ越してから、46年5月から48年12月まで（以下「申立期間③」という。）の保険料をE区役所で一括納付した。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月分以降、60歳に至る平成5年12月までの国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市で昭和48年1月6日に、資格取得日を46年5月10日として夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②の期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、昭和46年4月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、A市及びB市C区において、国民年金保険料を集金人に納付して領収書をもっていたと陳述しているが、当時A市及びC区の保険料収納方法は印紙検認方式であり、陳述内容と符合しない。

次に、申立人は、申立期間③の保険料について、昭和48年8月以降に1度だけさかのぼって1万円から2万円の保険料を区役所で納付したと申し立てているが、過年度保険料となる同年3月以前の保険料は区役所で納付することはできない。また、申立人の特殊台帳を見ると、49年及び51年に催告を受け、同年9月から52年1月の間に、申立期間③直後の49年1月から50年3月までの保険料1万4,100円を過年度納付していることが確認でき、その後、同年4月以降の保険料を現年度納付していることから、申立人が記憶違いをしている可能性を否定することはできない。

このほか、申立人の記憶は必ずしも明確ではなく、申立人から保険料の納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から54年2月まで

私は昭和52年12月に20歳になったので、53年1月に母が市役所で私の国民年金の任意加入手続を行った。

母は、任意加入手続を行った時に私の国民年金保険料のみ納付し、翌年度から母の分と一緒に二人分の保険料を市役所で3か月ごとに納付していた。

20歳になった時や昭和56年12月に再度任意加入の手続をした時にも、母から20歳になってすぐに私の国民年金加入手続をしたことを聞かされているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月以降、現在に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

そして、申立人は、昭和53年1月に申立人の母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和54年5月10日に払い出されていることが確認でき、また、申立人が所持する年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日（資格取得日）が同年3月31日と記載されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立人の母親が、昭和53年度から二人分の保険料を市役所で3か月ごとに納付していたと申し立てているが、申立人及びその母親の

特殊台帳を見ると、申立人は申立期間直後の 54 年度の保険料を現年度納付しているのに対し、その母親は 53 年度から 56 年度までの保険料を前納していることが確認でき、申立内容と符合しない。

このほか、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年3月ごろに、国民年金制度が始まるとのことで、役所から職員が訪問してきた。当時、私は大学を卒業した直後だったので、母が加入手続き、お金も母が支払ってくれていた。母が不在の時は私が支払った。保険料は近所の方が不定期に集金に来ていた。金額は100円だったと思う。お金を支払うと、はがきの半分位の大きさの細長い紙の領収書をくれて、手帳に貼るように言われた。納付した記憶があるのに、申立期間の保険料は未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に加入し、保険料は主に母親が集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年3月17日であることが同払出簿から確認でき、申立期間の保険料については、現年度納付は可能であった。また、市では、当時印紙検認方式により保険料収納に当たっていた。

一方、申立人が所持する当時の国民年金手帳をみると、申立期間直後の昭和39年度の印紙検認記録欄には検認印が押されているのに対し、申立期間である36年度から38年度までの分には、保険料を現年度納付した際に押されるべき検認印が認められない。

さらに、申立期間当時の保険料納付方法は、市の係員が各地区の公民館等へ出張して印紙の売さばきと検認を行う方式であり、加入者はその場所まで出向いて納付するようになっていたことが市の広報紙から確認でき、この点においても集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人の保険料を主に納めていた母親は既に亡くなっており、保険料納付の状況が不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から55年8月まで

28歳で結婚して、事業をしている元夫の手伝いで経理を担当するようになった昭和47年ごろ、市役所から納付書が届き、夫婦二人分の保険料を支払った。その後は、会社を法人にするまで国民年金の保険料を支払った。平成15年に自宅が災害に遭い、領収書等はすべて紛失してしまった。証拠となる物は全く無いが、保険料は確かに支払ったので未納とされているのは納得できない。なお、支払場所は自宅と会社の通勤途中にある道路沿いの金融機関だったと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろから市役所から納付書が届くようになり、夫婦二人分の保険料を通勤途中にある金融機関で支払ったと申し立てている。

そこで、市における保険料収納方法についてみると、制度発足から昭和48年3月までの間は印紙検認方式であり、申立期間のうち、46年10月から48年3月までの間について、市の納付書により保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。また、市において金融機関での自主納付が可能となったのは51年10月からであり、この点においても、納付書により通勤途中にある金融機関で支払ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人及び申立人の夫の納付記録をみると、夫婦二人共に申立期間は未納となっているほか、申立期間は107か月間と長期にわたっている。一方、納付記録の管理は、被保険者毎になされるものであり、行政側が夫婦二人共にこれほど長期にわたり事務処理の誤りを行ったとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、

旧姓を含め氏名の別読みによる検索も行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は国民年金の加入手続並びに納付時期、納付金額及び納付場所など納付をめぐる記憶が定かではないほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年6月まで

父は、今月も年金を支払わねばならぬ、年金の掛け金が今は高くつくが将来が楽しみだと言っていた。また、近所の人々がみんな国民年金に入っているから入ろうと母と話していた。さらに、父が国民年金あるいは厚生年金保険の保険料を納付していた記憶があると母から聞いた。母も国民年金に加入しており、当時、A会の役員をしていた父は当然加入していたはずであり納付済期間として認めてほしい。なお、父はさかのぼって加入したかもしれない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、申立期間後となる昭和45年7月23日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この手帳記号番号を基に電算記録を見ると、高齢任意加入被保険者として5年年金に加入し、同年1月から49年12月までの60か月間の保険料は完納していることが確認できる。

しかしながら、5年年金の加入要件は、明治39年4月2日から44年4月1日生まれの人で、昭和36年4月当時に国民年金に加入せず、その後も、どの年金にも加入していないこととされており、5年年金の加入前の期間である申立期間は、加入していなかったと考えるのが相当である。また、未加入期間については、特例納付することも過年度納付することもできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間について、社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

以上のことから、明治42年生まれの申立人は、国民年金への加入が強制ではなく任意であったため制度発足当初は加入せず、その後、5年年金の制度ができた時点で、申立人の妻と相談して加入したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は既に亡くなっており、国民年金の加入手続並びに納付時期、納付金額及び納付場所など納付をめぐる事情が不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から58年3月まで

国民年金から厚生年金保険に切り替えるときに、婚姻前に未納期間があることがわかりました。父親が私の国民年金の加入手続をし、20歳から婚姻までの間、毎月の保険料を父親が支払ってくれました。弟が厚生年金保険を辞めた後は兄弟二人分の保険料を父親が支払ってくれましたので、昭和49年1月から58年3月までが未納とされていることは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻までの未納とされている申立期間の保険料は、父親が定期的に納付し、弟が厚生年金保険の資格を喪失をした後は、兄弟二人分を併せて父親が納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、直前の任意加入者の資格取得日から昭和58年10月11日以降になされたものと推定できる。この場合、加入手続時点においては、申立期間のうち、56年6月までの保険料は、時効により納付できない期間になっている。

また、この加入手続時点から昭和56年7月以降の保険料は過年度納付が可能であったものの、その場合、申立期間の保険料を定期的に現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、後に一緒に納付したとする申立人の弟の納付記録をみると、資格取得月の昭和51年2月以降、申立期間については同様に未納の記録となっている。

加えて、申立人は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月から59年3月まで  
兄に未納期間があるとわかり、兄が私の年金記録を調べたところ、昭和51年2月から59年3月までが未納期間とわかりました。51年に会社を退職した後に、父が国民年金の加入手続をしてくれ、毎月の保険料を兄の分と併せて納付してくれました。平成5年に父が他界してから母が継続して今日まで納付していますので、昭和51年2月から59年3月までの期間が未納とされていることに納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納とされている申立期間の保険料は、父親が兄の保険料と併せて定期的に納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、直前の加入者の資格取得日から昭和61年4月1日以降になされたものと推定できる。この場合、この手続時点においては、申立期間のうち、58年12月以前は時効により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和59年度及び60年度分について、昭和61年6月13日及び同年11月21日の2度に分けて過年度納付を行い、昭和61年度以降については、昭和61年6月19日から順次、現年度納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、最初の納付日である同年6月13日の時点では、申立期間は時効により、既に納付できない期間になっている。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の兄の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和58年3月以前については同様に未納の記録となっている。

加えて、申立人は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料について平成19年6月11日に照会申出書を提出したところ、その期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらい、納付できない。

申立期間当時、私の家では母が家族の年金の管理をしており、私の年金も加入手続から納付まで母が行っていた。納付については、3か月に一度市役所から集金人が自宅に来て家族4人分の保険料を納付していた。金額については、母が納付していたので分からないが、当時、自宅で店を営んでいたため、自宅には常に誰かいて必ず納付している。

結婚後、私がA市に引っ越してから、妻が年金に加入するころまで母が私の年金を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時は、申立人の母親が家族4人分の年金手帳を管理し、保険料を定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和41年6月に年金手帳が発行されていることから申立期間については、現年度納付は可能であった。

一方、申立人の所持する年金手帳をみると、申立期間に係る印紙検認記録欄には現年度納付した場合に押されるべき検認印が認められない。

また、申立期間の保険料については、過年度納付が可能な期間が存在したものの、市では集金人による過年度保険料の収納は実施しておらず、この点においても、一貫して集金人に支払っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親や一緒に納付していたとする申立人の父親や兄も

既に他界しており、この間の事情を聞くことはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情はみられなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

両親が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。集金人と「老後のための払込み」の話をしながら支払っていた事を覚えています。支払いも親が支払っていたので詳しいことは分かりませんが、正直が服を着ているような人で真面目な性格でしたから支払いが滞っているとは思われません。

結婚後は主人の保険料と同時に私自身の分も集金人の方に納付しているはずであり、主人は納付済みで、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち「独身であった昭和37年10月から39年11月までの間の保険料は申立人の両親が集金人に支払っていた。結婚した39年12月からの保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を集金人に支払った。」と申し立てている。

そこで申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の所持する国民年金手帳から昭和40年7月30日に手帳が発行されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、37年10月から39年11月までの間の保険料を両親が集金人に支払っていたとする陳述とは符合しない。また、手帳発行時点では、申立期間のうち、37年10月から38年3月までの間の保険料は時効の成立により、制度上、納付できない期間に当たっている。

また、申立人は、この間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の両親は死亡しており事情を聞くことはできなかった。

さらに、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間のうち、婚姻後の昭和39年12月から40年3月までの間の保険料を同年6月8日に過年度納付していることが市の被保険者台帳から確認できる。この場合、この間の保険料を

集金人に納付したとする陳述とは符合しない。また、過年度納付を行った同年6月8日の時点においては、申立人は国民年金加入手続を行っておらず、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする陳述とも符合しない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性について確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

私がA市の伯母の家で店の手伝いとして住み込みで働いていた時、20歳になったので、伯母が私の国民年金の加入手続をし、伯母の家に来る集金人に保険料を納付してもらっていた。

上記期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時、申立人の伯母が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたとしており、これらに直接関与していないため、当時の具体的な納付状況等は不明であるほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和41年8月22日にA市において発行されており、昭和41年度の検認記録欄には、申立人の伯母が納付していたとするA市の昭和41年10月1日付けの検認印で、その時点で集金人に現年度納付が可能であった同年4月から同年8月までの4か月分の保険料をまとめて納付していることが確認できるが、昭和42年度の検認記録欄には、転居後のB市の検認印が押されていることから、同年度以降の保険料は、申立人自身が納付していたものと考えられる。

また、申立人の所持する昭和42年7月6日付けC郵便局の領収印のあるD社会保険事務所発行の領収証書を見ると、当該保険料の納付日時点において、制度上、納付が可能であった40年4月から41年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、当時、申立期間を含む同年3月以前の保険料が未納であったものと推測できる。

さらに、申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付す

るためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの期間、45年10月から46年3月まで期間及び46年6月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から40年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和46年6月から49年12月まで

昭和45年ごろまで、私の国民年金保険料は、勤務先の事業所において、事業主が給料から天引きし、集金人に納付してくれていたはずである。強制加入なので、私が20歳の時から掛けていてくれていたと思っているが確証は無い。国民年金手帳は、退職時に事業主から受け取った。

また、昭和50年ごろ、過去に保険料の未納が無いか市役所で尋ね、未納分について何万円かをまとめて納付した記憶がある。納付場所は、市役所内の金融機関窓口であったのか、近くの金融機関窓口であったのかは、よく覚えていないが、市役所で未納額を計算してもらった際、係員がこの金額を納付すれば、今までの期間はすべて納付済みになると確認したことは、はっきりと覚えている。上記期間が未納とされていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳から勤務先の事業主が給料から天引きで国民年金保険料を納付してくれていたとし、直接納付に関与しておらず、また、当時、年金手帳に挟んでいた領収証書その他の関連資料は無くしてしまったと陳述していることから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和41年6月1日に発行されていることが確認でき、この時点において、申立期間①のうち38年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、当該年金手帳の最初の検認記録欄である昭和41年度の検認状況のみ

ると、昭和 42 年 1 月 24 日に、41 年 4 月にさかのぼって一括現年度納付していることが確認できるほか、社会保険庁の納付記録では、それ以前の 40 年 4 月から納付済期間になっていることから、同年 4 月から 41 年 3 月までの保険料は、過年度納付であったものと推定でき、申立人の保険料を納付していたとする勤務先の事業主は、42 年 1 月ごろから、納付を開始したとみるのが相当である。

さらに、当該事業主が申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、昭和 50 年ごろ、過去の未納保険料をまとめて納付したと申し立てているところ、同年当時は特例納付が可能な時期であったが、その納付金額や納付場所等の記憶があいまいであり、具体性に欠ける。

また、社会保険庁の特殊台帳をみると、昭和 50 年度の納付記録欄に、52 年度に未納の催告を行ったことを示す「52 催」のゴム印がみられ、昭和 52 年 7 月に、その時点において、制度上、納付が可能であった 50 年 1 月から同年 6 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が、申立期間②及び③に係る過去の未納保険料をまとめて納付したとしているにもかかわらず、その直後の保険料を未納のまま 2 年間にわたり放置しておくことは不合理であると言わざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から49年9月まで

結婚に伴い市役所へ届出に行った際、私の国民年金保険料に関し、過去に未納期間があることを指摘され、今ならさかのぼって特例納付できること及び今納付すれば60歳の時点で納付月数が300月となり、年金を満額受給できることの2点について説明を受けた。その当時、給料が月6万円ぐらいなのに、大金である8万円を銀行で引き出してから市役所窓口に行き、そこで保険料をまとめて納付した。その時、夫婦一緒に市役所へ出向いて行ったのでよく覚えている。上記期間が未納とされているのは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口でまとめて現金で納付したとし、その際に受領した領収証書について、カーボンのついたピンクの領収証書であったと陳述しているが、当時、A市の各部署で使用されていたピンク色の領収証書は、国民健康保険料及び現年度の国民年金保険料兼用の手書き領収書であったことから、これにより、国庫金である特例納付を含む過年度保険料を取り扱うことも、市役所窓口で国庫金を現金収納することもできなかつたものと考えられる。また、申立人は、長男が出生し、国民健康保険の重要性を認識していたと陳述しているところ、申立人の長男は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和49年8月28日の3日前の同年8月25日に出生しており、当該納付は、国民健康保険の保険料であった可能性も否定できない。

また、申立人は、銀行から引き出したとする金額を、8万円と申し立てているが、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の合計金額は、6万300円であり、当時の申立人の給料月額であったとする金額とほぼ一致し、

申立金額とは符合しない。

さらに、申立人は、納付記録の始まる昭和49年10月以降の領収証書を整理し、年金手帳に貼付<sup>ちようふ</sup>して所持しているにもかかわらず、申立期間に係る領収証書や当時の預金通帳等は、10年前に現住所に引っ越しの際に、すべて廃棄したと陳述しているため、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、その痕跡が無かったほか、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人は、市役所窓口で、今納付すれば、60歳の時点で納付月数が300月となり、年金を満額受給できるとの説明を受けたと申し立てているところ、手帳発行日当時の申立人の年齢は26歳であり、60歳まで34年間あることから、今から納付を開始しても、年金受給資格期間である25年（300月）を十分満たすという意味の説明であったと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から61年3月まで

私は、昭和53年6月19日に国民年金に任意加入し、61年3月に、集金人から、「会社員の妻だから来月からは保険料納付の必要が無くなった」と言われるまで保険料を支払い続けていた。

保険料は、A市のB組織の集金人に、給食費を徴収するときのような茶封筒に入れて納付していた。当時は、夫の両親及び祖母と同居しており、経済的に十分な余裕があったのに、5,000円程度のわずかな保険料を私だけが納付しなかったということはあると得ない。また、申立期間中に何らかの手続をした覚えも無いのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の記録をみると、申立人は、昭和53年6月19日に国民年金に任意加入した後、54年5月4日に任意加入被保険者の資格を喪失していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市保存の旧住民基本台帳にも、同様に「昭和54年5月4日資格喪失」との記載があり、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人は、当時、B組織の集金人に、給食費を徴収するような封筒に保険料を入れて納付していたと陳述しているが、A市では、申立期間当時は納付書方式であり、当該集金人は納付書に領収印を押して被保険者に手渡していたとしていることから、陳述内容と符合しない上、申立期間は7年弱と長期間であるが、この間、保険料を納付してきたとする申立人に、納付書による納付の記憶が無いのは不自然である。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の

氏名検索を行ったが見当たらなかったほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成2年2月まで

私は、知人から在日外国人も国民年金に加入できるようになったことを聞いたので、昭和57年1月から平成2年2月までの保険料の合計額をA市役所に問合せた後、同年2月にA市役所にいた男性職員に預け、一括して納付した。20年ほど前のことなので、金額は正確には言えないがおよそ70万円から80万円ぐらいであったと記憶している。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月に、国籍条項が廃止された昭和57年1月から平成2年2月までの国民年金保険料を、市役所窓口で一括納付したと申し立てているが、当時は特例納付の制度が無く、また、申立期間は免除期間でないことから、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付することはできなかった。

また、申立人の所持する年金手帳をみると、平成18年9月8日に手帳が交付されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、通称名を含めた各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかったほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年12月までの期間及び49年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から47年12月まで  
② 昭和49年12月から61年3月まで

昭和45年10月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、元夫が私の国民年金への切替手続きを行ったと思う。同年11月から47年12月までの国民年金保険料は、私が納付書によりA市役所の支所で納付した(申立期間①)。

昭和49年にB市に、58年にC市に転居し、私の国民年金の住所変更手続きはいずれも元夫が行ったと思う。49年12月から61年3月までの保険料は、私が納付書によりB市役所、C市役所で納付した(申立期間②)。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和40年6月に払い出された国民年金手帳記号番号において、43年に不在決定され、その後所在が判明していないことが特殊台帳により確認できることから、同番号により申立期間①の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人は昭和48年3月6日に払い出された手帳記号番号により、同年1月21日に国民年金の被保険者資格を取得していることが特殊台帳等により確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間となるため、制度上保険料を納付できない期間である。

申立期間②については、申立人は昭和59年4月ごろに、49年12月16日にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失し、併せて58年4月の保険料のみが還付されていることが特殊台帳及びC市の被保険者名簿により確認できることから、同年4月を除く申立期間②の保険料はこの喪失処理が行われるまで

未納であったと推定できる。

また、申立期間②のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までは任意加入が可能な期間であるが、同期間は、国民年金の未加入期間であることが社会保険庁の記録等により確認でき、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②のうち大半の期間について、申立人は不在被保険者であったことが特殊台帳により確認できることから、同期間の保険料は納付できなかったものと推定できる。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

社会保険庁の年金記録では、昭和55年4月から58年3月まで国民年金保険料の申請免除を受けたことにされているが、当時は、免除を受けるような経済状況ではなく、免除申請を行った記憶も無い。

この期間は、私がA市役所か銀行で保険料を納付していたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金保険料の免除を受けるような経済状況ではなかったとする一方で、申立期間中は出産に係る入院費用等について福祉関係の援助を受けるなど苦しい生計下にあったと陳述するなど、申立期間当時の経済状況に関する記憶があいまいである。

また、申立人は、銀行で保険料を納付したとしているが、銀行の名称や場所を覚えていないなど保険料の納付状況に関する記憶はあいまいである。

さらに、申立期間は36か月と長期間であり、これだけの長期にわたり納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年12月までの期間及び57年9月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から47年12月まで  
② 昭和57年9月から59年9月まで

私は、20歳になった昭和44年にA市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同市役所か郵便局で納付書により国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた（申立期間①）。

昭和57年に夫と共に外国に転居することになったため、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、義母に保険料の納付を依頼した（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和48年1月31日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち制度上納付が可能な期間の保険料は、さかのぼって過年度納付又は現年度納付することができたが、申立人はさかのぼって保険料を過年度納付又は現年度納付した記憶は無いとしている。

申立期間②については、申立人が外国に居住していたことが住民票により確認でき、申立期間②当時、外国に居住する日本人は国民年金に加入することができなかつたため、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年12月までの期間及び47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年12月まで  
② 昭和47年4月から49年3月まで

昭和42年4月から49年ごろまではA市B区に居住し、自営していた店舗に来る集金人に、私か店の従業員が国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと思う。

昭和49年ごろにA市C区に転居し、それ以降の保険料は口座振替により納付したか、自営業で取引のあった銀行の銀行員に手渡していたと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、A市B区に居住していたころの国民年金保険料は集金人に納付し領収書を受け取っていたとしている。

しかし、B区では昭和48年3月まで、集金人は保険料を収納した際に年金手帳に検認印を押していたが、領収書を交付していないとしており、領収書を受け取っていたとする申立人の陳述とは符合しない上、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

また、申立期間②のうち、昭和49年ごろ以降の期間については、申立人はA市C区に居住し、保険料は口座振替か自営業で取引のあった銀行の銀行員に手渡していたとしているが、同年当時、C区では口座振替による保険料の収納は行われていない上、申立人はC区で保険料を納付したとする具体的な期間や当時取引があったとする銀行名を記憶していないなど、同期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②は合計 57 か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、委員会が申立人から直接事情聴取を行ったものの、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる新たな事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私の元妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたので、私自身は保険料の納付に関与していないが、私の昭和46年10月から49年3月までの保険料も元妻が納付していたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の元妻の申立期間に係る期間の保険料も、昭和49年3月の厚生年金保険加入期間を除き、未納である上、申立期間は2年6か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、申立人とその元妻の納付記録が共に連続して欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人が別の国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2061

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年9月まで

私が大学でA部に所属していたころ、母親がテレビを見ていて、国民年金に加入していないと障害者になった時に障害年金をもらえないと知り、私の国民年金の加入手続を母親が行ってくれた。

昭和58年4月から60年9月までの国民年金保険料が未納とされているが、母親が納付書により保険料を納付しているはずであり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳のころ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和62年7月10日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の大部分は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったものの、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとされる申立人の母親も、具体的な加入手続時期や保険料の納付額に関する記憶はあいまいであり、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年3月までの国民年金保険料及び平成4年4月から8年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から39年3月まで  
② 平成4年4月から8年3月まで(付加保険料を納付)

昭和36年ごろ、A市で同居していた母親が私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思うが、加入手続きに関する具体的な事情は分からない。

当時、お金のことは母親に任せていたので、私の国民年金保険料の納付をめぐる具体的な状況は分からないが、母親が私の保険料を納付してくれていたはずであり、昭和36年12月から39年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない(申立期間①)。

また、平成4年4月から8年3月までの定額保険料だけを納付したと記録されているが、4年又は5年ごろ、妻がA市役所で夫婦二人分の付加保険料の納付の申し出を行い、以後付加保険料を含めて夫婦二人分の保険料を妻が納付していたので、付加保険料の納付記録が無いことは納得できない(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和39年6月30日であり、この手帳記号番号によっては、申立期間の一部は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとされる申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間①当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、手帳記号番号払出簿の目視確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人自身は付加保険料の納付申出や保険料の納付に関与しておらず、夫婦二人分の付加保険料の納付の申し出を行ったとされる申立人の妻も、付加保険料の納付の申出時期に関する記憶はあいまいであり、申立期間②当時の付加保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間②当時、A市では、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったとしており、定額保険料と付加保険料と一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

さらに、夫婦二人分の付加保険料を納付していたとされる申立人の妻の申立期間②に係る付加保険料も未納である上、申立期間②は48か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり、夫婦二人共に付加保険料の納付記録だけの欠落が続いたとは考え難い。

加えて、申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年8月から40年2月までの期間及び同年3月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年8月から40年2月まで  
③ 昭和40年3月から42年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うが、加入手続時期は分からない。昭和36年4月から37年3月までの期間（申立期間①）及び37年8月から40年2月までの期間（申立期間②）の国民年金保険料が未納とされているが、当時、私は母親が自営する店で働いており、店に来ていた集金人に私自身か母親が二人分の保険料を3か月ごとに納付し、手帳にスタンプを押してもらっていた。申立期間①と②に挟まれた私の37年4月から同年7月までの4か月の保険料だけが納付済みとなっていることも不自然であり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない（申立期間①及び②）。

昭和40年3月ごろから夫と同居を始めたが、引き続き、自宅近くにあった実家の店を手伝っていた。結婚後の国民年金に関する手続も母親が行ってくれたが、保険料の納付については、店に来ていた集金人に私たち夫婦と母親の三人分の保険料を3か月ごとに私自身が納付し、手帳にスタンプを押してもらっていた。同年3月から42年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない（申立期間③）。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月11日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①、②及

び③のうち一部の期間は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である上、制度上保険料を納付できた期間の保険料も過年度保険料となるため、3か月ごとに集金人に保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

このため、申立期間①、②及び③の保険料を納付するには、上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるが、別の手帳記号番号による納付記録は、上記の手帳記号番号に統合された昭和 56 年 9 月 20 日時点において、37 年 4 月から同年 7 月までの期間を除き、未納と記録されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間①、②及び③の合計は 68 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、それぞれの申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を集金人に 3 か月ごとに現年度納付していたのであれば、昭和 44 年 1 月 11 日に同一区内で別の手帳記号番号の払出しを受けていることは不自然である上、当該手帳記号番号の払出以前の 43 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料は当該手帳記号番号によって同年 12 月 22 日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収証書により確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から55年3月まで

私は、父親が自営するA業の手伝いをしており、母親が私の国民年金の加入手続をB市役所又は社会保険事務所で行ってくれたと思うが、明確な加入手続時期等は分からない。

母親は、父親と自身の国民年金保険料と一緒に私の20歳の時点からの国民年金保険料を自宅に来る集金人に毎月納付してくれていた。

また、私の弟が20歳になってからは、母親が弟の保険料も含めた家族4人分の保険料を集金人に納付していたので、私の昭和47年2月から55年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人の母親自身の国民年金保険料と一緒に申立人を含む家族の保険料を毎月集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和55年4月であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の大半は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人の父母の申立期間の保険料の一部は、過年度納付及び特例納付されていることが特殊台帳により確認でき、集金人に保険料を過年度納付及び特例納付することはできないことから、申立人を含む家族の保険料を毎月集金人に申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金加入状

況、保険料納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は8年2か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、手帳記号番号払出簿の縦覧点検及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料が申請免除とされているが、私自身も妻も保険料の免除申請を行った記憶は無く、当時、夫婦二人分の保険料を毎月又は数か月分をまとめて妻が集金人に納付していたと思うので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身及びその妻のいずれも申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと思うと申し立てている。

しかし、申立人及びその妻の申立期間の保険料納付に関する記憶はあいまいであり、申立人及びその妻からは、申立人の妻が保険料を集金人に納付していたはずであるということ以外に、申立期間の保険料納付をめぐる具体的な陳述を得ることができず、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、夫婦二人分の申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の妻の申立期間の保険料も申請免除である上、申立期間は24か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、夫婦二人共に納付記録の誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、別の国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年7月までの期間、52年1月から53年3月までの期間、57年1月から同年12月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和30年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和50年12月から51年7月まで  
② 昭和52年1月から53年3月まで  
③ 昭和57年1月から同年12月まで  
④ 昭和61年4月から同年6月まで

国民年金のことはすべて母親に任せていたのでよく分からないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料も納付してくれているはずである。

また、昭和61年4月から62年3月までの保険料については、一括で納付したと母から聞いたことがある。

申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月30日に払い出されており、申立人は、この手帳記号番号により同年9月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが、社会保険庁の記録により確認できる。このことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間となるため、制度上保険料を納付できない期間である。

申立期間③については、国民年金の未加入期間であることが特殊台帳等により確認でき、制度上保険料を納付できない期間である。

申立期間④については、任意加入被保険者資格は加入時点において以前の未加入期間の保険料をさかのぼって納付することが制度上できないところ、申立人は昭和61年7月22日付けで任意加入被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、

この資格取得時点において申立期間④の保険料を納付することができない。

また、申立期間①、②、③及び④については、申立人自身は国民年金の加入  
手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付等を行っていたとされる申立人  
の母親も既に死亡しているため、各申立期間当時の国民年金加入及び保険料納  
付状況等は不明である。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ  
る事情も、申立期間①、②、③及び④の保険料が納付されていたことを示す関  
連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保  
険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から49年3月までの期間、同年7月から50年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和42年6月から49年3月まで  
② 昭和49年7月から50年10月まで

国民年金のことは、すべて母親に任せていたのでよく分からないが、母親から、私の国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。

申立期間①及び②の保険料は、母親が納付していたはずなので未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和47年9月30日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、過年度納付又は現年度納付することができた期間については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②については、申立人とその母親の住所地が異なっていることが住民基本台帳等から確認でき、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたとする申立人の陳述は不自然である上、申立人は申立期間②中の昭和49年12月1日付けで不在被保険者とされ、平成10年12月まで所在不明であったことが特殊台帳により確認できる。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から平成元年5月までの期間及び2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から平成元年5月まで  
② 平成2年4月から3年3月まで

昭和55年10月から平成元年5月までは、母親が私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料も納付していたはずである(申立期間①)。

平成2年4月から3年3月までは、国民年金の手続や保険料の納付については元妻にすべて任せており、私から元妻に、保険料を未納すること無く納付するよう言っていたので、元妻が保険料を納付していたはずである(申立期間②)。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成元年8月10日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①の一部は、制度上、過年度納付又は現年度納付することが可能であるが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成3年9月まで  
昭和36年からA市に居住し、その後、何度も転居したが、その都度住民票の異動と併せて国民年金に関する手続も行っていったと思う。  
自宅に届く各種の請求書は、自営していた店舗の事務員に手渡して支払ってもらっていたので、国民年金保険料の納付書が自宅に届いていれば、事務員が私に代わって保険料を納付していたと思う。  
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和44年7月16日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の一部は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の大半は、制度上、過年度納付又は現年度納付することが可能であるが、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は366か月と長期間であり、これだけの長期間にわたって、複数の市区町のいずれにおいても、納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの期間及び52年4月から53年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から同年12月まで  
: ② 昭和52年4月から53年9月まで

昭和50年2月ごろに、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったと思う。

昭和50年3月から同年12月までの期間及び52年4月から53年9月までの期間については、私が夫婦二人分の保険料を市役所から送付された納付書により3か月ごとに郵便局で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

申立期間②については、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間②の保険料をさかのぼって過年度納付及び現年度納付することができたが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている上、一緒に納付していたとする申立人の夫も未納とされている。

このほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月ごろから24年2月ごろ  
② 昭和25年7月29日から27年7月ごろ  
③ 昭和29年初冬から31年秋ごろ  
④ 昭和31年冬から32年10月ごろ

私は、申立期間①についてA社で勤務していた。また、申立期間②については、B施設において、C業務従事者として勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が昭和25年7月29日付けで資格を喪失とされているが、27年7月末まで勤務しており、申立期間中の25年9月に通勤途上で台風に遭ったこと、また、26年に開始されたNHKラジオの英会話放送を友達に買ってもらった携帯ラジオで通勤途中に勉強した記憶がある。

次いで、申立期間③については、D社でE業務の仕事をしており、申立期間④については、F社で事務の仕事をしていた。同社は、社長と同僚1人と私の3人でやっていた。

これら申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA社で勤務していたと申し立てているところ、申立人の陳述と所在地等が符合しているG社の商業登記簿は、保存期限経過のため保存されておらず、社会保険事務所の記録においても、同社は、昭和25年6月30日付けで社会保険を全喪しているため、事業主等の当時の関係者の所在等を確認することができず、また、事業所別被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録のある同僚16人の所在を調査し、所在の確認できた2人に照会したものの、回答を得られず、当時の事情を明らかとすることはでき

なかった。

さらに、申立人自身には、当時の給与や厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶等は無く、申立人が一緒に勤務していたとする同僚2人についても同社の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上に、申立期間に係る同社の事業所別被保険者名簿の保険証番号には欠番が見られないことから、加入後に記録が失われたとも考えられない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②にB施設において、C業務従事者として勤務していた期間について、H労務管理事務所の被保険者記録をみると、申立人は昭和25年7月29日付けで資格を喪失しているが、27年7月末まで勤務していたと申し立てしているところ、同所の被保険者記録を継承しているI局は厚生年金被保険者名簿記載事項証明書において、「資格取得年月日昭和24年6月22日」、「資格喪失年月日昭和25年7月29日」と証明しており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人が同僚であったと陳述している同僚4人についての被保険者記録は特定することができず、I局が保存している被保険者名簿から、申立期間当時にB施設に勤務していたと思われる同僚14人の所在を調査したが、所在を確認できたのは1人のみである上に、当該同僚は、申立人のことを記憶しておらず、当時の事情を確認することはできなかった。

さらに、申立期間中の昭和25年9月に通勤途上に台風に遭ったことや英会話ラジオ放送を聞いたことなど、申立人の陳述は具体的で信憑性<sup>びよう</sup>が認められるものの、当時の給与や厚生年金保険料の控除については、申立人自身に具体的な記憶等は無く、このほか申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間③について、申立人は、「D社でE業務の仕事をしていた。同僚にJ氏及びK氏がいた。」と陳述しているところ、申立期間当時の事業所別被保険者名簿には、これら同僚の被保険者記録を確認することはできず、当時の事務担当者であったとする同僚は既に故人となっているため、事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある同僚8人の所在を調査し、所在の確認できた1人に照会したが、申立人のことは記憶しておらず、また、当時の事業所別被保険者名簿からは同社の厚生年金保険の被保険者数は20人程度とみられるが、当該同僚からは、「当時、同社では250人ぐらいの人が働いていた。私は保険関係のことは分からないが、正社員以外の人もいたし、下請け会社の人も多く働いていたと思う。」との陳述が得られ、当時、同社においては、厚生年金保険に加入していなかった従業員が多数在職していたことがうかがわれる。

さらに、同社からは「会社保存の厚生年金保険の資格取得届の控えの中に、申立人の氏名は確認できない。」との回答があり、また、申立人自身にも、当時の給与や厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶等は無く、このほか申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間④について、申立人は「F社で事務の仕事をしていた。」と申し立てているところ、申立人の陳述と所在地等が符合しているL社の厚生年金保険の新規適用日を見ると、申立期間の後の昭和38年2月1日となっており、46年12月31日に全喪している。

また、申立人は、「同社は、社長と同僚1人と私の3人でやっていた。」とも陳述していることから、当時、同社は厚生年金保険の強制適用事業所には該当していなかったことがうかがわれ、このことは同社社長（平成15年死亡）の妻の「F社は昭和38年に株式会社になったので、その際に私が厚生年金保険に加入する手続きをした。それ以前には厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除もしていない。」との陳述内容とも符合する。

さらに、申立人自身には、当時の給与や厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶等は無く、このほか申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から 63 年 3 月まで  
② 平成元年 11 月から 3 年 3 月まで  
③ 平成 5 年 10 月 16 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 59 年 8 月 13 日から 63 年 3 月まで勤務していたのに、申立期間①の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②については、B社で勤務していたのに、全期間の加入記録が無い。さらに、C社で平成 5 年 10 月 16 日から勤務していたのに、9 年 4 月以降の記録しか無い。これら申立期間①、②及び③の記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①における在職については、申立人に係るA社での雇用保険被保険者記録をみると、資格取得日は昭和 59 年 8 月 13 日となっており、厚生年金保険の記録と一致しているものの、離職日は平成 12 年 3 月 31 日となっており、申立人主張の日とは大きく異なっているほか、上記被保険者期間と重なる期間には、別の事業所での雇用保険被保険者記録が存在するなど、不合理な面もみられ、当時の状況を明らかとすることはできなかった。

また、事業主及び同僚へ照会を行ったが、申立人の申立期間①における在籍、保険料控除等を明らかとする陳述は得られなかった。

加えて、同社に係る事業所別被保険者名簿をみると、申立人の備考欄に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、申立人が同僚であったと申し立てている者から、申立人はB社ではなく、D社に勤務していた旨及び申立人の在籍期間につ

いては、自分の入社時期からみて、最大で昭和 58 年 5 月以降、60 年末ごろまでの期間であったと考えられる陳述が得られた。

しかし、申立人の在籍期間が上記期間であったとすると、この期間は、国民年金の申請免除期間及びA社での厚生年金保険被保険者期間と重なる期間となり不合理である。

また、上記同僚からは、当時、D社では、厚生年金保険に加入できないため、自分は同社の関連会社であるE社で厚生年金保険に加入させてもらっていた旨の陳述が得られた。

そこで、E社に係る被保険者名簿について、F等を含む各種読み方等による氏名検索を行ったが、申立人に係る被保険者記録は見当たらなかった。なお、申立人主張のB社及びD社については、各種事業所名称による検索を行っても、社会保険の適用事業所としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間③について、申立人は、「平成 5 年 10 月 16 日から勤務していたのに、課長になった 9 年 4 月以降しか被保険者記録が無い。入社当初の 4 年間から 5 年間は、G業務の専門職としてH業務に従事しており、その当時の給与は歩合制だった」旨を陳述している。

そこで、申立人提出の平成 9 年 3 月及び同年 4 月の賃金計算書をみると、3 月分には社会保険料の控除額は記載されていないが、4 月分には控除されていることが確認でき、このことは、申立人が、同年 3 月までは歩合給のG職であったが、同年 4 月から課長職に昇格した旨の陳述内容と符合しており、9 年 3 月以前と同年 4 月以降では、申立人の雇用上の身分に変化があったことがうかがわれ、申立人は、社会保険庁の記録どおり、平成 9 年 4 月以降に社会保険に加入したと考えても不自然ではない。

また、F等を含む各種読み方等による氏名検索を行ったが、申立期間①、②及び③において、申立人の該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 53 年 2 月まで  
② 昭和 58 年 5 月から 59 年 5 月まで

私は、申立期間①について昭和 52 年 9 月から 53 年 2 月まで A 社という会社で B 業務の仕事をしていた。また、申立期間②については、58 年 5 月から 59 年 5 月まで、C 市にある D 社で、住み込みで E 業務の仕事をしていた。これらの期間、厚生年金保険に未加入とされていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における A 社での在籍については、申立人陳述の事業所名、所在地、当時の業務内容等が当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の記載内容と符合すること等から、推定される。

しかし、申立人は申立期間当時の従業員数は 10 数名だったと陳述しているところ、当該被保険者名簿をみると、申立期間において被保険者資格を取得しているものは 4 名しか確認できないことから、当該事業所では、すべての従業員が社会保険に加入していた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、当該被保険者名簿をみると、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は給与から控除されていたとする保険料額を陳述しているものの、その額は当時の社会保険料額とは乖離<sup>かいり</sup>しており、また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないほか、当時の事情についての記憶があいまいであるため、当該事業所において被保険者記録のある同僚に照会を行ったが、当時の状況を明らかとすることはできなかった。

次に、申立期間②の D 社での在籍については、事業主から「申立人と一緒に仕事をしていたことは間違いないが、申立人は同事業所の社員ではなく、個人

事業主であり、仕事上の協力業者であった。また、同事業所は社会保険には加入していなかった。」との回答を得た。

さらに、申立人の年金記録をみると、申立人は申立期間と重なる昭和 58 年 6 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間を含め同年 5 月以降の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人又はその親族は、当時、厚生年金保険に未加入であることを認識し、かかる加入手続等を行ったものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 11 月 21 日から 51 年 2 月 2 日まで

私は、高校の先生の紹介で、卒業して間もない昭和 29 年 3 月に A 社に就職したのに、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 6 月 1 日とされていることは納得できない。

また、B 社に勤務する知人に誘われて、昭和 50 年 11 月 21 日に同社に就職したのに、厚生年金保険被保険者資格取得日が 51 年 2 月 2 日とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の A 社における申立人の在職については、事業所名は不明であるものの、申立人に係る雇用保険の記録（昭和 29 年 3 月 2 日に資格を取得、46 年 7 月 20 日に離職）が確認でき、その離職日が同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合すること及び同僚から申立期間当時在職していたとの陳述が得られたことから、認められる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得についてみると、申立人は、同社で初めて被保険者資格を取得しているところ、手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳番号の払出日は昭和 29 年 6 月 17 日であることが確認でき、同日付けで払い出されている同僚 7 名の資格取得日は、いずれも申立人と同様に同年 6 月 1 日付けとなっていることが、事業所別被保険者名簿で確認できる。

また、それ以前に申立人がほかの番号で同社において資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間に係る同社の事業所別被保険者名簿に欠番も見当たらない

かった。

加えて、保険料控除についてみると、申立人と同様に昭和29年6月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚は、同年3月に入社したと回答しているものの、そのうちの一人の同僚は、「当時の給与支払明細書の写しを所持しているが、それを見ると、入社した昭和29年3月から同年6月までは厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②のB社における申立人の在職については、申立人は知人に誘われて昭和50年11月21日に同社に入社したと申し立てているが、当該知人は既に故人であるため、陳述を得ることはできず、申立期間当時の同社代表取締役及び複数の同僚からは、申立人の在職については記憶がある旨の回答が得られたものの、入社時期については確たる陳述を得ることができなかった。

しかし、申立人の雇用保険の記録をみると、昭和51年2月2日に資格を取得、同年6月20日に離職と記録されており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、同社には業務経験者として就職しており、試用期間は無かったと陳述しているところ、複数の同僚からも、同社には試用期間は無かったとの回答が得られたものの、同社は昭和55年1月21日に全喪しており、当時の同社代表取締役は、同社は61年ごろに倒産しているため資料等が保存されておらず、当時の事情は不明であると回答しているほか、社会保険関係の事務を担当していた当時の同社代表取締役の弟は既に故人であるため、陳述を得ることができず、申立人の入社時期等の当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月から 21 年 6 月まで

私は、昭和 20 年 11 月から 21 年 6 月まで A 地域にあった B 施設の C 業務を行う店舗において進駐軍労務者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において進駐軍労務者として勤務しており、給与から税金か社会保険料か分からないものの、控除されていたと思うと申し立てている。

しかし、制度上、申立人のような進駐軍労務者に厚生年金保険法が適用されることとなったのは、昭和 24 年 4 月 1 日以降であり、申立期間はそれ以前の期間に当たるため、申立期間当時は、同法は適用されていない。

なお、念のため、当時の事情について調査を行ったところ、進駐軍労務者が所属していた D 労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者台帳を管理している E 局からは、当該台帳に申立人の記録は見当たらないとの回答があり、確認するに至らなかった。

また、申立人は、当時の同僚の所在を記憶していないため、同僚から当時の事情等を聴取することもできなかった。

さらに、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる各種氏名検索を行ったが申立期間に係る該当する記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 7 月 3 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 44 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで  
⑥ 昭和 45 年 2 月 5 日から同年 3 月 1 日まで  
⑦ 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 1 月 1 日まで  
⑧ 昭和 51 年 4 月 22 日から同年 5 月 1 日まで  
⑨ 昭和 51 年 5 月 22 日から同年 6 月 1 日まで  
⑩ 昭和 57 年 8 月 29 日から同年 9 月 1 日まで  
⑪ 昭和 58 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
⑫ 平成 13 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 5 月、41 年 6 月、同年 7 月、同年 9 月、44 年 4 月、45 年 2 月、同年 12 月、51 年 4 月、同年 5 月、57 年 8 月、58 年 9 月及び平成 13 年 1 月にそれぞれ別の事業所に就労し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。このうち、申立期間④、⑤、⑦、⑨、⑩及び⑪においては月末まで勤務していた。

また、申立期間⑩と申立期間⑫については所持している給与支払明細書により厚生年金保険料を控除されているのが確認できる。

しかし、それぞれの事業所において資格を喪失している月の厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑫について、それぞれ資格喪失日の属する月にお

いて就労し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

ところで、厚生年金保険法第 19 条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者期間は、資格取得日の属する月から資格喪失日(退職した日の翌日)が属する月の前月までの期間とされており、法制上、月の途中の日付において退職している場合、退職月は厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

そこで、申立人の申立事業所での退職日を調査したところ、A社(申立期間①)、B社(申立期間④)、C社(申立期間⑨)、D社(申立期間⑪)及びE社(申立期間⑫)における社員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者離職票等により、それぞれの退職日は昭和 39 年 5 月 15 日、41 年 9 月 24 日、51 年 5 月 21 日、58 年 9 月 20 日及び平成 12 年 12 月 31 日であることが確認できる。

また、F社(申立期間②)、G社(申立期間⑤)、H社(申立期間⑥)、I社(申立期間⑦)、J社(申立期間⑧)及びK社(申立期間⑩)における厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録を照らし合わせると、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日とが符合していることから、それぞれの退職日は昭和 41 年 6 月 20 日、44 年 4 月 25 日、45 年 2 月 4 日、同年 12 月 30 日、51 年 4 月 21 日、57 年 8 月 28 日であることが推定できる、

さらに、社会保険庁の被保険者記録により、A社(申立期間①)、F社(申立期間②)、L社(申立期間③)、H社(申立期間⑥)及びJ社(申立期間⑧)での厚生年金保険の資格喪失日が属する月と、それぞれ次に勤務した事業所における資格取得日が属する月とが同一であることから、厚生年金保険の被保険者期間は途切れることなく連続し、被保険者記録の空白期間は生じていない(A社で資格を喪失した月とF社で資格を取得した月が昭和 36 年 5 月、F社で資格を喪失した月とL社で資格を取得した月が 41 年 6 月、L社で資格を喪失した月とB社で資格を取得した月が同年 7 月、H社での資格を喪失した月とI社で資格を取得した月が 45 年 2 月、J社で資格を喪失した月とC社で資格を取得した月が 51 年 4 月)。

以上のことから、申立期間③を除き、申立人が申立期間においてそれぞれ勤務していたことを確認することはできなかった。

また、申立期間③については、雇用保険の被保険者記録等、申立人の退職日を確認できる資料等は見当たらなかったが、申立人が当該期間においてL社に勤務しながらB社にも勤務していたとは考え難いことから、厚生年金保険の被保険者記録どおり昭和 41 年 7 月 2 日に退職したことが推定でき、このほか、申立人が申立期間③において勤務していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てているところ、申立人が提出したK社(申立期間⑩)の昭和 57 年 8 月分及びE社(申立期間⑫)の平成 13 年 1 月分の給与支払明細書により、それ

ぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、E社における申立人の退職日が平成12年12月31日と確認できる上に、同社から給与は毎月10日締めの25日払いであり、同年12月11日から退職日までの給与を13年1月25日に支払ったものと考えられ、厚生年金保険料は翌月控除であるとの陳述が得られたことなどから、控除された保険料は同年1月分であったとは言えない。

また、K社における退職日は昭和57年8月28日であったことが推定できることに加え、同社の給与事務担当者が作成した文書により、申立人に係る厚生年金保険料を翌月に控除していたことが推測されることなどから、控除された保険料は同年8月分であったとは考え難い。

このほか、申立期間⑩及び⑫を除く申立期間については月の途中で退職していることが確認又は推定できることから、事業主が申立期間の保険料を控除していたとは考え難く、申立人が申立期間において事業主により給与から申立人の保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間①については昭和36年5月15日を、申立期間②については41年6月20日を、申立期間③については同年7月2日を、申立期間④については同年9月24日を、申立期間⑤については44年4月25日を、申立期間⑥については45年2月4日を、申立期間⑦については同年12月30日を、申立期間⑧については51年4月21日を、申立期間⑨については同年5月21日を、申立期間⑩については57年8月28日を、申立期間⑪については58年9月20日を、申立期間⑫については平成12年12月31日を、それぞれの事業主は、申立人の退職年月日として社会保険事務所に届出を行い、その結果、社会保険事務所はそれぞれの退職日の翌日を資格喪失日として正しく処理をしていたと推認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月 20 日から 26 年 4 月 14 日まで  
② 昭和 26 年 4 月 14 日から 29 年 12 月 28 日まで

A社及びB社で勤務していた期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は昭和 30 年 2 月 8 日に支給済みであると説明を受けたが、29 年 12 月にはC市に転居していたはずであり、それまでの間に請求したとは考えられない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 12 月にB社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 30 年 2 月 8 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、保険給付の記録欄に脱退手当金の支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、申立人の被保険者番号が重複取消され、A社での被保険者番号に統合されていることが確認できるところ、両社での被保険者期間が脱退手当金の支給対象期間となっていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて被保険者番号の統合処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 5 日から 35 年 10 月 20 日まで  
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

平成 5 年 12 月ごろ、社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、6 年 1 月ごろに昭和 31 年 3 月 5 日から 35 年 10 月 20 日までの期間及び 36 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 1 日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

また、60 歳になる平成 9 年ごろに老齢厚生年金の裁定請求に行き、脱退手当金を受けたとされる厚生年金保険被保険者期間について、A 社会保険審査官に審査請求をしたが棄却された。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得がいかないので、徹底的に調査をしていただき、脱退手当金支給記録を取り消して厚生年金保険を支給していただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 10 月に B 社を退職したが、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 3 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号についてみると、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期

間については、別の被保険者番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人は「C社を退職する際には、脱退手当金受給の意思があり必要な書類も預けたが、手続はしてもらえなかった。」と陳述していることから、脱退手当金についての知識を有していたと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 20 日から 46 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 7 月 26 日から 49 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 49 年 8 月 26 日から 52 年 3 月 1 日まで

A社、B社及びC社で加入していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答書もらった。

A社からC社に至るまでの加入記録は分かったが、脱退手当金に関しては受け取った記憶は無い。

証拠書があるとのことであるが、誰がどのように支給したのか明らかにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名、所在地及び勤続期間とともに、振込希望金融機関店舗名及び口座番号が記載されている。

また、脱退手当金を裁定した社会保険事務所には、申立人名の「請求を希望する」旨の文書が保管されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 16 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 27 日から同年 5 月 26 日まで

申立期間については、昭和 42 年 12 月 11 日に脱退手当金として支給されているとのことだが、受給した記憶が無い。A社退職時に事務員から脱退手当金がもらえると聞いていたので、A社でもらったものとばかり思っていた。しかし、社会保険庁の記録では、B社退職後に支給されたことにされている。B社には4か月間しか勤務していないので、脱退手当金がもらえとは思っていなかったし、会社からも脱退手当金の話は聞いた覚えがない。また、脱退手当金に限らず、退職に関わる書類も一切書いた記憶が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後に脱退手当金を受給したと主張しているが、同社の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情はみられない。

また、A社の事業所別被保険者名簿の申立人氏名が同社退職後の昭和 42 年 5 月 10 日に婚姻後の姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、B社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間である2回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理され、その期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

A社を退職する際、女性は強制脱退と言われたため、退職後脱退手当金の支給を受けた記憶があるが、後に勤務するB社を退職する際には脱退手当金についての説明は無かったように記憶している。B社の厚生年金保険被保険者期間については再調査をして、年金の記録に結び付けてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと申し立てしているところ、同社の事業所別被保険者名簿及び被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できないなど、申立人が同社退職後に脱退手当金を受給した形跡は見当たらなかった。

また、申立期間に係るB社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間である被保険者期間とそれ以前の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されており、その期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和41年1月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年から23年までの間の6か月前後  
② 昭和22年から23年までの間の3か月前後  
③ 昭和22年から23年までの間の1年前後  
④ 昭和24年から25年までの間の6か月前後  
⑤ 昭和20年から30年までの間の3年前後

昭和22年から23年にかけてA社(申立期間①)、B社(申立期間②)、C社(申立期間③)で勤務していた。また、24年から25年にかけてD社(申立期間④)で勤務していた。そして、20年から30年にかけてE社(申立期間⑤)で勤務していた。申立期間①から⑤について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地や業務内容等を明確に記憶していることから、同事業所で勤務していたことは推定できる。

そこで、A社について適用事業所の検索を行ったが、該当する事業所を確認することはできなかった。また、同社の労働保険適用事業所としての記録も確認することはできなかった。さらに、商業登記簿を調査したが、該当する事業所は確認できなかった。加えて、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなかった。

次に、申立期間②のB社における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地や業務内容等を明確に記憶していることから、同事業所で勤務していたことは推定できる。

そこで、B社における申立人の厚生年金保険被保険者資格についてみると、F社から同社の退職者名簿に申立人の名前は記載されていない旨の回答があった。また、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たら

なかった。

次に、申立期間③のC社における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地や業務内容、同僚の氏名等を明確に記憶していることから、同店で勤務していたことは推定できる。

そこで、C社における申立人の厚生年金保険被保険者資格についてみると、C社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の氏名は見当たらなかった。また、申立人が当時同僚であった者の氏名を同社の被保険者名簿で確認できるものの、その資格取得日は申立期間後の昭和25年8月7日となっている。

次に、申立期間④のD社における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地や業務内容等を明確に記憶していることから、同事業所で勤務していたことは推定できる。

そこで、D社について適用事業所の検索を行ったが、該当する事業所を確認することはできなかった。また、同社の労働保険適用事業所としての記録も確認することはできなかったほか、商業登記簿を調査したが、該当する事業所は確認できなかった。さらに、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名及び申立人がD社で一緒に勤務していたと陳述している実弟の氏名は見当たらなかった。加えて、申立期間には、申立人及び申立人の実弟について、ほかの適用事業所での被保険者記録が確認できる。

次に、申立期間⑤のE社における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地や業務内容等を明確に記憶していることから、同事業所で勤務していたことは推定できる。

そこで、E社における申立人の厚生年金保険被保険者資格についてみると、G社から同社の人事記録に記載されていない旨の陳述が得られ、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなかった。また、申立人の実弟が申立期間と同時期にE社で勤務していたと陳述しているが、この時期の同人の厚生年金保険の記録はほかの適用事業所のものであった。さらに、昭和25年10月1日から26年7月1日までの期間、申立人には基礎年金番号に統合されていないほかの適用事業所の被保険者記録の存在が確認できた。

このほか、申立人の氏名別読みでの検索を行ったが申立人の記録は確認できなかった上、申立人が申立期間①から⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月から同年 10 月まで

A社勤務していた期間について、厚生年金被保険者記録を確認したところ、平成 5 年 4 月 1 日に資格を取得、同年 9 月 26 日に資格を喪失、被保険者期間は 5 月とされていたが、給与明細書では同年 4 月分から同年 10 月分まで合計 7 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、7 か月分の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する給与明細書によれば、事業主により平成 5 年 4 月から同年 10 月までの間、7 回にわたり支給された給与から、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが認められるものの、同年 10 月に支給された給与は支給額が少なく、同年 10 月 1 日以降の勤務期間に係る給与が含まれているか判然としない。

そこで、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格についてみると、社会保険事務所の記録から資格喪失年月日が平成 5 年 9 月 26 日となっていることが確認できる。また、申立人の雇用保険記録をみると、離職年月日が同年 9 月 25 日となっていることから、申立人は同年 9 月 25 日付けで同社を退職し、この事実に基づき、A 社から被保険者資格喪失届が社会保険事務所に提出されたと考えられるのが相当である。

さらに、申立人は申立期間である平成 5 年 9 月から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、当時申立人は、既に厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことを認識していたものと考えられる。

なお、給与から加入期間を超える厚生年金保険料を控除しているのは、当時の事業所の事務的過誤であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月

平成 6 年 1 月 6 日から同月末まで A 社に勤務していた。1 月分の給与から厚生年金保険料を控除されており、その給与支給明細書も持っている。ところが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人の申立期間における在職については、当時の給与支給明細書及び同社からの回答により A 社に在職していたことが確認できる。

申立人の所持する平成 6 年 1 月分の給与支給明細書によれば、厚生年金保険料として、15,950 円が控除されていることが認められる。一方、給与支給について、A 社では毎月 15 日締め、25 日支払いとなっており、申立人については 2 月にも給与が支給されている。同社から提出された同年 2 月分の給与支給明細書では、1 月分の給与から控除された厚生年金保険料を申立人に返還していることが確認できる。このことについて、同社では、申立人の出勤日数が少なかったため厚生年金保険資格取得の手続を行わなかったためと思われると陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3146

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月まで

昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社は 1 年ぐらいで突然倒産し、給与の未払いがあった。給与明細書は残っていないが、厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について、A社の被保険者名簿に昭和 45 年 11 月 24 日に資格を取得、同年 12 月 22 日に取得の取消しと記録されていることから時期は特定できないが、同社に在職していたことは推認できる。

そこで、A社の社会保険の適用状況をみると、昭和 45 年 11 月 24 日に適用開始となっているものの、約 1 月後の同年 12 月 22 日に適用取消しとなっていることが社会保険事務所の記録から確認できる。したがって、同社はいったん適用事業所として届出を行ったものの、直後に何らかの事情により適用取消しとなったことから、社会保険事務所から同社に対して厚生年金保険料の納入告知が行われ、これが納入されたとは考え難い。

また、申立期間の給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。